

# 修 士 論 文

法曹養成機関に対する法整備支援

明治期の司法省法学校と

カンボジアの法曹養成機関の比較

Legal Technical Assistance to Legal Training Institutions:  
A Comparative Analysis of the National Legal Training School  
in the Meiji Era and Legal Training Institutions in Cambodia

東京大学 新領域創成科学研究科

国際協力学専攻

学籍番号 47 - 086784

氏名 小峰拓也

本論文は、修士（国際協力学）取得要件の一部として、2010年1月21日に提出され、同年2月1日および2日の最終試験に合格したものであることを、証明する。

2010年2月2日

東京大学大学院 新領域創成科学研究科

環境学研究系 国際協力学専攻

主査 \_\_\_\_\_

# 目次

目次	3
図表リスト	5
略語リスト	5
第1章 序論	6
1.1. 研究の背景	6
1.2. 先行研究について	9
1.3. 研究の手法	10
第2章 明治期の司法制度改革	13
2.1. 概略	13
2.1.1. 明治以前の法制度	13
2.1.2. 改革の動機	15
2.1.3. 改革の内容	17
2.2. 明治初期の法の担い手	22
2.2.1. 裁判官	22
2.2.2. 検察官	23
2.2.3. 弁護士	24
2.3. お雇い外国人が果たした役割	25
2.3.1. 総論	25
2.3.2. ボアソナード	26
2.3.3. その他のお雇い外国人	27
第3章 司法省法学校の外国人教師	29
3.1. 司法省法学校について	29
3.1.1. 設立の経緯	29
3.1.2. カリキュラム	31
3.1.3. 生徒の入学と卒業	33
3.2. 外国人教師たち	34
3.2.1. ボアソナード	35
3.2.2. その他の教師	36
3.3. 日本に与えた影響	37
3.3.1. 卒業生のその後	37
3.3.2. 卒業生の数について	38
3.3.3. フランス法の移植	39

第4章 カンボジアにおける法曹養成支援 .....	41
4.1 司法制度改革の概要 .....	41
4.1.1 カンボジアの国と司法制度 .....	41
4.1.2 司法改革 .....	42
4.1.3 法整備支援 .....	42
4.1.4 クメール・ルージュ特別法廷 .....	44
4.2 RSJPにおける法曹養成支援 .....	45
4.2.1 RSJPの概要 .....	45
4.2.2 カリキュラム .....	46
4.2.3 ドナーの関与 .....	48
4.3 LTCにおける法曹養成支援 .....	50
4.3.1 LTCの概要 .....	50
4.3.2 カリキュラム .....	52
4.3.3 日本による支援 .....	52
4.4 法曹養成支援がカンボジアにもたらした影響 .....	54
第5章 日本とカンボジアの比較 .....	56
5.1 時代背景の比較 .....	56
5.2 被支援国の自立性の比較 .....	57
5.3 養成機関卒業生数の比較 .....	57
5.4 支援期間の比較 .....	58
第6章 結論 .....	60
6.1 法整備支援に対する示唆 .....	60
6.2 今後の課題 .....	61
付録資料 .....	63
参考文献 .....	64
謝辞 .....	69

## 図表リスト

表 1	日本近代法制史の概略.....	8
表 2	外国人教師の在日期間.....	34
表 3	明治期法曹人口の推移.....	38
表 4	カンボジア法曹人口の推移.....	55
表 5	明治初期の年表.....	63

## 略語リスト

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AUSAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発省
EU	European Union	欧州連合
ICD	International Corporation Department	法務省法務総合研究所国際協力部
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LDM	Law and Development Movement	「法と開発」運動
LTC	Lawyers Training Center	弁護士養成校
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NLDM	New Law and Development Movement	新「法と開発」運動
RSJP	Royal School for Judges and Prosecutors	王立裁判官検察官養成校
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees	国際連合難民高等弁務官事務所
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
WB	World Bank	世界銀行
WG	Working Group	作業部会

## 第1章 序論

### 1.1. 研究の背景

(1) はじめに

本論文は、日本が経験してきた明治維新期の司法制度改革を顧みること、今般実施されている「法整備支援」に対する示唆を得ようとするものである。より具体的には、法曹養成という側面に焦点を当て、いかにして明治期に近代的な法曹を誕生させたかを検証し、現在カンボジアで行われている法曹養成支援と比較することで、これらの異同や改善すべき課題を見出そうとするものである。

ここにいう「法整備支援<sup>1</sup>」とは、「開発途上国において法の支配が浸透し、良い統治が確立されることを目標として、開発途上国が行う法制度・司法制度の整備のための諸努力を支援すること<sup>2</sup>」を意味する。

(2) 法整備支援の拡大

現在行われている法整備支援と同形式の活動は、1950年代初めのアメリカで始まったと考えられる<sup>3</sup>。この活動は「法と開発運動」(Law and Development Movement : LDM)と呼ばれ、冷戦下のアメリカが新興独立国を自由主義陣営に引き留めるために、自国の法制度を輸出するというものであった。

LDMはその後、1970年代半ばに援助資金の減少とともに、学問的にも一旦は下火になったものの、冷戦終了後には旧社会主義国が市場経済体制への移行を目指して、新たな法制度を導入する動きが増えた。この動きに応じて、LDMはNew Law and Development Movement (NLDM)<sup>4</sup>として復活した。NLDM以降は、世界銀行等の国際機関やドイツ、スウェーデン等の援助機関も法整備支援を行うようになった。

開発問題全体を見渡してみると、1990年代以降、開発問題の重心が経済開発から社会開発へとシフトし、1998年の世界銀行の「包括的開発枠組み」構想では援助課題としての法制度構築の重要性が説かれ、2000年にはアマルティア・センが開発における法制度の役割を論じた<sup>5</sup>。

日本については、最初の法整備支援事業が1996年からベトナムに対して始まった。この支援はベトナムの司法省に対する専門家の派遣、研修員の受け入れ、市場経済化に関連する個別の立法作業に対する助言等であった。現在では支援対象国がカンボジア、ラオス、

---

<sup>1</sup> 「法整備支援」の語について、日本弁護士連合会に限っては同内容の活動について「国際司法支援」と呼んでいるが、国際協力機構(JICA)や法務省は「法整備支援」という語を用いており、また、他の書籍、論文でも後者の語を用いることが一般的であるため、本論文でもこの語を用いる。

<sup>2</sup> 上柳(2010)54頁。

<sup>3</sup> 松尾(2009)参照。

<sup>4</sup> 安田(2005)8頁。

<sup>5</sup> *What is the role of legal and judicial reform in the development process?*, 2000, in The World Bank (2006).

ウズベキスタン等に広がり、支援内容も立法支援から司法制度の整備や人材育成まで多様化している。

このようにして、法整備支援は特に 1990 年代以降に拡大したことがわかる。

### (3) 日本の経験の特殊性

法整備支援の主体が複数存在する現状において、日本の法整備支援の利点を被支援国に説明するために、また、ドナー間競争に勝ち残っていくために、日本の法整備支援が持つ特殊性について議論がなされている。この議論において、しばしば以下のような主張を目にする。すなわち、「日本はフランス、ドイツ、アメリカ、などの西洋諸国から法制度を取り入れた。この経験を活かして法整備支援を進めていくべきである」、あるいは、「過去の経験を活かすことが日本の法整備支援の特徴となる」という主張である<sup>6</sup>。

確かに、日本の過去を振り返ると、日本自身が法整備支援に類似した現象を経験した時期がある。表 1 は、日本の主要な法律の改正時期を示した表であるが<sup>7</sup>、枠で覆われたところがその時期にあたる。最初は、明治初期のフランス法、ドイツ法を継受した時期（表 1 中の ）であり、次は第 2 次大戦後のアメリカによる司法制度改革の時期（表 1 中の ）である。

前者の時期については第 2 章で論じるが、概略について述べると、明治維新後、日本はまず当時最新の法典を有していたフランスの法制度の導入を決定した。フランス人法学者のポアソナードは 1873 年から日本に滞在した。しかし、フランス法への傾倒は長く続かず、ドイツの統一を契機として、1877 年にドイツの帝国統一法が制定されると、国情が似ているドイツ法を範として、大日本帝国憲法等の法律が制定された。

一方、戦後のアメリカによる司法制度改革は、日本の敗戦を機に、占領政策として行われた。この時期に日本国憲法の制定や民法、刑法の一部改正が行われた。

両者を比較してみると、明治維新期の法継受は不平等条約の改正という政治・外交的な要因があったにせよ自主的にフランス、ドイツの法制度を移入し、近代的な法制度を構築したのに対し、戦後改革は敗戦後の占領政策という性格から、法制度選択についての日本の自主性は低く、変革の内容は戦前の法制度にアメリカ法を「継ぎ木」<sup>8</sup>したものといえる。また、本論文で論じる法曹養成についてみると、明治維新时期に西欧型の法律家が創出され、戦後改革によって法曹養成システムが制度的な変容を受けたといえる。

このようにみると、戦後改革に比べ、明治維新期の改革の方がより根本的な改革を行ったといえ、法曹養成制度についてもその基礎が確立されたのは明治期においてであるといえる。そこで、本論文では日本の経験のうち、特に明治維新期の法制度改革に焦点を当て

<sup>6</sup> 例えば、松尾（2009、106 頁）は、「明治期における近代法整備の開始から第二次大戦後の法改革に至るまで法整備支援を受けた経験、国内外における法整備の経験も自覚的かつ客観的に分析する必要がある」としている。

<sup>7</sup> 表は、和仁陽准教授が担当する 2009 年度「日本近代法史」の授業内で配布された資料を参照した。

<sup>8</sup> 三ヶ月（1982）67 頁。

ることとする。

表 1 日本近代法制史の概略

【憲法】	【裁判所制度】	【民事訴訟法】	【民法】	【商法】	【刑法】	【刑事訴訟法】
					仮刑律 68 新律綱領 70	
立憲政体詔書 75	司法職務定制 72 大審院等職制章程 75	裁判事務心得 75			改定律例 73	
大日本帝国憲法 + 皇室典範 89	裁判所構成法 90	明治民事訴訟法 90 91	<旧民法 90 93>	旧商法 90< 91>	旧刑法 80 82 93/98	治罪法 80 82 旧々刑事訴訟法 90
		明治民法1~3編 96 人事訴訟手続法 98 98	明治民法4・5編 98	明治商法 99		
		大正民事訴訟法 26 29			[明治40年]刑法 07 08	旧刑事訴訟法 22 24
				商法大改正 * 有限会社 38 40(×2005)		
日本国憲法 46 47	裁判所法 47	民事訴訟法改正 48 (民事執行法 79 80)	民法4・5編改正 47	会社法大改正 50 (同改正 74;81)	刑法一部改正 47	刑事訴訟法 48 49
		[新]民事訴訟法 96 98 (仲裁法 03 04 ;ADR法 04 07) 人事訴訟法 03 04		消費者契約法 00 01	刑法口語化 95	
憲法改正手続法 07 10	(知的財産高等裁判所設置法 04 05)		民法口語化 04 05 債権法大改正??	商法口語化・[新]会社法 05 06		改正刑事訴訟法 04 05 (裁判員法 04 09) 刑事訴訟法改正 07 08

#### (4) 経験を検証する必要性

日本がフランス法、ドイツ法、アメリカ法の影響を受けてきた経験は確かに世界的に稀な現象であり、この経験を法整備支援に活かすことは日本独自の支援を行う上で有益と思われる。実際に、現在の法整備支援の対象国の現状をみると、フランス、ドイツ、アメリカ、その他国際機関が同時に支援を行っているため、どの法制度を選択し、どのように融合させるかといった問題が発生しており、日本の経験は被支援国にとって有用な情報となるはずである。

しかしながら、日本の経験を、途上国に対する支援に役立てるために検証し、途上国にとって有用な情報として再構成する作業は未だ十分になされていない。そこで、本論文では、現在行われている法整備支援に有益な示唆を与えることを目標に、明治維新期の法曹養成を法整備支援の観点から再検討する。



## 1.2. 先行研究について

### (1) 法整備支援の観点から日本の経験を検証する

明治期の法移植を法整備支援の観点から検討した論文としては、大久保論文(2005)を挙げることができる。この論文は、明治期日本の西洋法移植の過程を、ボアソナードと彼を迎えた日本側とに焦点をあて、両者の考え方と行動を比較している。そして、この明治日本のケースと現代の途上国等における法整備支援との共通点、相違点を明らかにしようとしている。結論における以下の指摘は2つのケースの時代背景を考える上で示唆的である。

「明治期およびそれ以降の日本の場合には、良かれ悪しかれ自らのアイデンティティーを守りながら、(明らかに西洋起源ではあるが)普遍的(つまり、グローバル)と受けとめ得る法的価値や規範へのシンクロナイズに、何とか成功していると、むしろポジティブに評価してもよいのではなかろうか。

これに対して、今日の途上国の場合は、(中略)市場経済ならびに民主主義・人権という価値及び規範への統合の国際的圧力は極めて強烈であり、また法制改革に要求されるスピードも、およそ明治日本の場合の比ではない。(中略)またもっと根本的に、従来とは異質の法を受け入れる社会の方で、基盤的準備がほとんどできていないケースが多いのではないか。」

また、政尾藤吉と法整備支援を比較した論文として香川論文(2009)を挙げることができる。この論文では、20世紀初頭、タイにおいて、立法の制定、裁判運営、法曹教育、法学教育に携わった政尾藤吉を取り上げ、彼の活動と現在行われている法整備支援の類似点と相違点を論じている。

### (2) 司法省法学校

司法省法学校に関する詳細かつ包括的な研究としては、手塚(1988)がある。このうちの1編である、「司法省法学校小史」は、明法寮の開校から司法省法学校、東京帝国大学法科大学に至るまで歴史を具体的に論じている。法学校での生徒の試験成績表も記載されており、これを見れば、生徒の名前まで把握できる。

また、利谷論文(1965)は、法学教育・法曹養成および人物登用の制度的側面と具体的な機能を明らかにすることで、明治以後、どのような法律家が養成されたか、日本資本主義の発展の過程において、その法律家がどのような役割を果たしたかを追求するものである。この論文は、司法省法学校のみならず、私立の法学校、私立大学の機能についても記述が及んでおり、明治期の人材養成についてより俯瞰的な検討が加えられている。

### (3) カンボジアに対する日本の法整備支援

日本の法整備支援に関する論文としては、法務省法務総合研究所国際協力部が発行している、法務省法務総合研究所国際協力部報(ICD news)が詳しい。カンボジアに対する法

整備支援に関しても、実際に支援に携わった専門家がその現状を記している。香川・金子（2007）では、国際協力の現代的潮流の中に法整備支援を位置づけることから始まり、法学及び経済学から学際的な検討を行っている。この中にもケーススタディの1つとして、カンボジアが取り上げられている。そのほかベトナム、ウズベキスタン、インドネシア、中国の事例があげられており、ドナー間競争や、できあがった法律どうしの齟齬といった問題が具体的に記されている。環境法、労働法、競争法、といった比較的新しい分野に対する法整備支援についても論じられている。

### 1.3. 研究の手法

#### (1) 明治期の司法制度改革

まず、明治期の司法制度改革について論じ、司法省法学校が設置されていた時代背景を見る。

##### ア、時期設定

ここで、本論文の時期設定は、1868年から1888年までとする。これは『講座・日本近代法発達史』（1958 61年、勁草書房）でいうところの法体制準備期にあたる<sup>9</sup>。この時期は明治改元から大日本帝国憲法発布までの時期となる。すなわち、江戸時代からの封建制が崩壊し、西欧法の摂取を始め、日本からの多くの留学生が海を渡り、外国の思想・法制が日本に移入してきた時期であり、さらには天皇制国家の基本方針が定まり、明治憲法体制が確立するまでの時期である。法体制準備期は、ちょうどお雇い外国人の盛期と重なる（後述2.3.1.(1)）。明治政府に雇われていた外国人の数は、1873年から1875年にかけてピークを迎え、500人を超えている。その後、段々と減少し、1885年には約150人に減っている<sup>10</sup>。法体制準備期が過ぎ、明治憲法発布後になると、政治・法律に関する国家の政策は安定するようになり、民法典論争や改正条約の実施などに象徴されるように、日本自らが独立して歩を始める時期に変化する。本論文では、いかにして国家が外国の法制度を取り入れ、自国の法制度として定着させ、そして、その法制度の担い手をいかにして養成するか、という点に着目することから、この法体制準備期を本論文の検討対象とする。

##### イ、各語の定義

本論文で使用する語のうち、キーワードとなる語について、その意義を説明する。まず、「法曹養成機関」については、法曹となることを志望する者に対して、実務につく直前に教育、研修をする機関、という意味で使用する。そして、本論文で「法曹」とは、裁判官、検察官、弁護士の3者を指す。この意味で、日本の大学の法学部は、実務につく直前の教

<sup>9</sup> 日本近代法発達史の時期区分は次のようになる。 法体制準備期（1868～1888年） 法体制確立期（1889～1913年） 法体制再編期（1914～1931年） 法体制崩壊期（1932～1945年）

<sup>10</sup> 梅溪（2007）222頁。

育研修期間ではないため、法曹養成機関に含まれず、現在の日本の制度でいえば、最高裁判所に設置された司法研修所がこれにあたる。また、「法曹養成」とは、法曹養成機関における教育、修習のことを言い、大学法学部等で行われる教育を含んだ、より広い意味の「法学教育」と区別する。

## (2) 司法省法学校について

第2章で明治初期の時代背景という、研究を進めるための基礎を得たあと、第3章では、その時期に法曹養成機関として設置されていた司法省法学校について論じる。特に、のちに法整備支援の観点から比較検討を行うために、外国人教師が司法省法学校でどのような活動をしていたかについてまとめる。そして、そこで学んだ生徒が卒業後どのような活躍をしたかを検討することによって、司法省法学校という機関及びそこで勤務した外国人教師の、日本の司法に対する影響を検討する。

## (3) カンボジアの事例

第4章では、明治期日本との比較の対象となるカンボジアの事例を紹介する。

カンボジアの事例を選ぶ理由は、明治期の日本とカンボジアの現在の状況が似ているからである。すなわち、内戦終結後にゼロから新しい法律制度とそれを担う法曹を創出しなければならないカンボジアの状況と、明治維新後に全く新しい西欧の法制度を移入し、それを担う法曹を育成した明治期の日本の状況とに類似性を見出せる。また、カンボジアの2つの法曹養成機関に対して日本が支援を行っていることも、カンボジアを選ぶ理由の1つである。

カンボジアの法曹養成機関としては、裁判官検察官養成校(Royal School for Judges and Prosecutors: RSJP)と弁護士養成校(Lawyers Training Center: LTC)の2つがそれに該当する<sup>11</sup>。この章では、司法省法学校との比較を行い易くするために、第2章と第3章の流れとパラレルになるように論じている。すなわち、まず、カンボジアの国とその司法制度、さらには現在進行中の司法改革について説明し、現在のカンボジアの時代状況を把握する。そして、RSJPとLTCの概要とカリキュラムについて説明し、外国のドナーが2つの法曹養成機関でどのような活動をしているかを論じる。そして、最後にRSJP・LTCがカンボジアの司法にどのような影響を与えているかを検討する。

---

<sup>11</sup> 法曹養成機関の制度は各国ごとに様々であるが、裁判官・検察官と弁護士の養成機関が分かれているカンボジアの制度は、広渡(2003、15頁以下)が提示する3類型うちのフランス型にあたる。3類型は次のように分かれる。ドイツ型。国家によって統一的に法曹養成が行われ、修習を終了した段階で修了者は裁判官、検察官および弁護士のいずれかを選択する。日本はこれに該当する。アメリカ型。法曹養成とは弁護士の養成であり、裁判官や検察官は弁護士の経験者から任用される。法曹養成機関としての役割は各ロースクールが担っており、国家の専権ではない。フランス型。2つの型の中間に位置する。裁判官および検察官は司法官として国家の教育施設で養成され、他方で弁護士は社会的プロフェッションとして弁護士団体によって養成される。

( 4 ) 両者の比較

第 3 章と第 4 章で比較の材料を得た後、第 5 章においてその 2 つの材料を比べ合わせ、2 つの共通点、相違点について論じる。比較の視点としては、時代背景、被支援国の自立性、卒業生の数、支援期間、を用いることにする。

## 第2章 明治期の司法制度改革

### 2.1. 概略

明治期の司法制度改革がいかなるものであったか、それ以前の法制度からどのような変革を遂げたか、そして、この改革に外国人が果たした役割とはいかなるものであったのだろうか。この節では、これらの問いを解明し、明治期の法曹養成を検討するための時代背景を得る。

#### 2.1.1. 明治以前の法制度

##### (1) 法形式

明治維新における司法制度改革がいかなるものであったかを述べるために、まず、明治以前、すなわち江戸時代における法制度がいかなるものであったかを論じる。もちろん、明治期の法制度の時代背景を真に問い直すためには、古代の法まで遡る必要があるだろう。しかし、その作業は本論文の主眼からは離れすぎるので、ここではさしあたり、一時代前の法制度の概略を述べることに留める。

「社会あるところに法あり」といわれる以上、江戸時代にも「法」は存在していた。しかし、この頃の法は現代我々が思い浮かべる法とは異なった形式であった。江戸時代においては、「権利」や「義務」といった現代の法律の根本的な概念さえ存在していなかったのである。「裁判所」という言葉もまた、明治になってから新たに作られた用語といえる<sup>12</sup>。

では、江戸時代の法とはいかなるものであったのだろうか。

まず、第一の特徴としては、慣習法が優勢であったことである。江戸幕府では制定法を表示する際に、「法度」の語を用いたが、法度の制定は主に封建制度維持の目的（1615年制定の武家諸法度や公家諸法度）や行政警察目的に限られていた。その他、刑事民事の裁判については、一般的にいえば、慣習法が支配的であった<sup>13</sup>。

第二の特徴は、幕府法と大名の領分において行われる領主法との対立があったことである。領主法は戦国時代の諸侯の家法がその前身であり、内容は様々である。幕府法、領主法は、ともに明、清の律の影響が看守される場合がある。

第三の特徴は、法度や触書などが制定されると、法源の中では圧倒的に優越的な地位を占める、ということである。この特徴は、西欧絶対主義の下で、慣習法が制定法をチェックする役割を有していたことと対照的である。そして、江戸時代においては、ときの権力

---

<sup>12</sup> 三ヶ月（1982）54頁。

<sup>13</sup> 石井良助（1952）123頁。なお、1742年には、訴訟法や刑法に相当する内容を持った公事方御定書が制定されたが、一般市民の閲覧には供されず、各条文には制定の由来が記されるなど、現代の法律とは趣を異にする。

が自由に制定法の制定・改廃をなし得るという認識が一般的であった<sup>14</sup>。

## (2) 法の担い手

江戸時代の法形式は現代のものと大きく異なるものであったといえるが、法の担い手もまた、異なっていたといえる。この時代の法の担い手は、裁判官の役割を果たした町奉行、それを補佐する与力や留役、弁護士に類似する役割を担っていた公事宿・公事師がいた。

町奉行は行政と司法を司る役職であり、裁判官としての役割はそのほんの一部であった。そのため、裁判においては最初の冒頭手続と最後の判決言渡しのときのみ法廷に出座するだけで、実際の事件の審理や判決案の作成等の仕事はもっぱら下役人に委ねられていた。

その下役人の中心をなすのが与力や留役と呼ばれる者たちであった。与力は裁判の補佐のみではなく、町奉行の配下に20名程度が配置されており、職務内容によって、公事方、勘定方、関所方等に分けられていた。そのうち、刑事・民事の裁判を担当する与力が公事方与力である。与力の中でも重要な役職で、与力経験が15年から20年程度の者から選ばれたと言われる<sup>15</sup>。留役の職務内容は多岐にわたっており、老中の諮問機関として評定所(江戸幕府の最高裁判機関)に委ねられた「伺い」への回答内容を作成したり、法令や判例の集積・編纂とその保管・維持にも携わっていた。

公事宿・公事師は弁護士の前身として知られている。公事とは、訴訟、特に民事訴訟を意味する。公事宿とは、町奉行所に関わる公事訴訟人の宿をいう。公事宿の機能としては、差紙(召喚状)の送達、目安(訴状)の作成、法廷への付き添い、身柄の預かり、奉行所が火事になったときの出勤、不審な品物や不審人物の内偵、が挙げられる<sup>16</sup>。公事師は、訴訟当事者の依頼を受けて必要な手続方法や訴訟技術を教示したり、必要な書類の作成代行を行った。

公事宿が江戸時代の法令で認められた存在であったのに対し、公事師は非公認の存在で、取り締まりの対象にもなった。公事師はときに、内済(和解手続)の斡旋を行ったり、時には親族や町役人・村役人に成りすまして法廷に出廷して訴訟を補佐したり、古い借金証文や売掛帳面などを買い取って出訴して、相手側に内済を迫って金品を得るなどの行為を行ったからである。

このように江戸時代にも、今日の裁判所に相当する紛争裁定機関に従事していた一定の専門職集団がいたことがわかる。その性格と機能は今日の法曹とは必ずしも一致せず、西欧的な「法律家」の概念は、西欧近代法の整備とともに、明治になってからはじめて日本に導入された。しかし、江戸時代にも法の担い手が存在し、かつ、明治時代との間に人材面での歴史的断絶(例えば、カンボジアにおける法律家の大虐殺)がなかったことは、後に新たな法制度を移入する上で良い条件を提供したといえる。すなわち、明治という新時

---

<sup>14</sup> 石井紫郎(1986)238頁。

<sup>15</sup> 梅田(2007)351頁。

<sup>16</sup> 前掲書346頁。

代へ、伝統的な法制度・慣習を存続させることができる主体が存在した事実は無視できないのである。

### (3) 市民の法意識

江戸時代における法状況の中で、市民の法意識はいかなるものだったのだろうか。

第一に、市民にとって法とは与えられたものであり、自分たちが法の制定に関与できるとは認識していなかった。我が国の近世において、「非理法権天」という法格言があったことは、この認識の証左となる<sup>17</sup>。すなわち、この格言の意味は「非は理に押され、理は法度に押され、法度も時の権に押される…」というもので、法度もときの権力によって自由に制定・改廃されるものだ、という認識を示している。

第二に、市民は裁判を受ける権利は持たず、支配者も裁判権を支配の中核概念とは捉えていなかった。領主権力は領民の裁判を自ら行わず、「内済」と呼ばれる、領民層内部での紛争解決を推奨していた。この点、西欧において、裁判権が支配の中核概念であったことと対照的である。

第三に、法の世界と社交の世界の区別がはっきりしておらず、「義理」規範の体系が重要な役割を有していた。対価的な反対給付を要求するという権利義務の体系ではなく、自己が受けた「恩」を感じ、相手の暗黙の期待に添うように義理を果たすという行為規範がむしろ重要であった<sup>18</sup>。このような規範が成立しえた背景としては、宗教・文化の点で日本社会が等質的であり、市民同士の共感が生まれやすい社会であったことが挙げられる。

## 2.1.2. 改革の動機

### (1) 近代法へのあこがれ

このような法制度を有していた日本がどうして司法制度改革に乗り出したのか。

まず、鎖国状態にあった日本が西欧列強と同じ立場に追いつこうという、近代化への国民的希求が存在した。国民生活を近代化していくためには、西欧社会の枠組みを形づくっている西欧近代法をとり入れる必要がある、との予測が存在した<sup>19</sup>。

### (2) 不平等条約

さらに、より切迫した事情として、旧幕府時代に結んでいた不平等条約の解消という政治的目標があった。具体的には、近代国家の仲間入りを国是とした明治新政府にとって、治外法権の許容と関税自主権の不存在という不平等条約の解消は、独立国家となるために

---

<sup>17</sup> 石井紫郎(1986)238頁。

<sup>18</sup> 川島(1967)15頁。

<sup>19</sup> 三ヶ月(1982)56頁。

不可欠であった。このような不平等条約が存在する限り、日本は列強と対等な地位にあるとは決していえなかったのである。

他方、ひとたび不平等条約という有利な条件を勝ち取った西欧列強がただちにその解消を認めるはずはない。そして、この拒否の口実として最も有効であったのは、日本にはまだまともな法律制度がないという主張であった。もちろん、前述のように日本にも固有の法が存在していたのだが、西欧諸国はそれを法とは認めなかった。

このような外部的な状況の下、西欧法の導入が進められた。したがって、日本における法継受は、近代法の導入自体を目的とするというよりは、むしろ不平等条約の解消という政治目的のための手段として行われたといえる<sup>20</sup>。

### (3) 法系の選択

明治初年において、世界最新の法典を持つ国として先進性を誇っていたのはフランスであった。この時点においては、ドイツは未だ統一的な法典を生みだしておらず、どの国の法制度を移入するかという選択において、ドイツは考慮の範囲外であった。法典法主義の西欧法制を学ぶとすれば、フランス法を直訳的に模倣する以外の可能性はなかったといえる。ひと口に西洋の法律といっても、イギリス法やアメリカ法に代表される判例法主義とフランス法やドイツ法に代表される法典法主義に大別することができる。当時、西洋的な法文化が欠如していた日本に西洋法を移入するにあたり、法典法主義を選択することは自然の成り行きであった。なぜなら、判例法主義がその国の伝統と緊密に結びつき、体系的統一性に乏しく、法律の閲覧が容易でないのに対し、法典法主義では論理的に平易に構成されており、法典を直訳すればとりあえずの見栄えは確保できるからである。

明治の初期には圧倒的な影響力を日本に及ぼしていたフランス法の地位は明治 10 年代（1877 年以降）になると動揺を始める。この頃になると、国会開設とともに、憲法制定の要求が高まってきた。この事業の準備のため、明治政府の政治家たちは西欧を歴訪し憲法法制の調査を行い、その結果、明治国家の模倣とすべき憲法法制として選択されたのはドイツ法であった。明治政府の当局者たちは、天皇制を中核に据えつつ、国民の主権意識を抑え込むような国家体制を思い描いており、この点で類似する国情を持っていたのは、ドイツであった。また、ヨーロッパの中でも比較的後進的な立場に立っていたドイツがその頃、政治・学問等の分野で躍進を見せていたことは、明治政府の指導者たちに共感の心情を植え付けたに違いない。

国の根本規範たる憲法がドイツ型に決められた以上、当然その下の法律制度もドイツ法へ強く傾斜していった。このように、旧憲法を境として、日本の法律制度はフランス法の優越からドイツ法の優越へと大きく転換したのであった。

---

<sup>20</sup> 三ヶ月（1982）58 頁。



## 2.1.3. 改革の内容

### (1) 時期の設定

この節では、明治期の司法制度改革の概要を述べる。本論文では司法制度改革のうちで、法曹養成の場面に焦点をあてるが、明治期の司法制度改革全体を俯瞰しておくことで、法曹養成がどのように位置づけられるかが明確になるはずである。

まず、前述(1.3.( )ア)の通り、この項で触れる内容は1868年から1888年までの法体制準備期に行われた改革に限定する。この時期には、幕藩体制の崩壊後、維新政府による新政権の下で、明治憲法体制の確立にむけて諸法典の編纂作業が進められた<sup>21</sup>。また、西欧近代法を摂取することによって、前近代法から近代法へと転換をとげる過渡期であったともいえる。この時期の法曹養成機関として中心的な役割を果たした司法省法学校が、東京帝国大学に統合されたのが1885年であり、1889年頃までには人材の面でも、準備期を終えていたと考えられる。

### (2) 立法作業

明治憲法が制定されるまでの間にいくつかの法律が制定された。代表的な法律の制定過程について述べる。

#### ア、刑事法

まず、1868年には刑法典に属す「仮刑律」が編纂された。この法律は王政復古の流れの中で、古代の律を参照したほか、中国律や旧幕府の公事方御定書等を参酌し、作成されたものであった。この仮刑律は従来の刑事法にとってかわるという性質のものではなく、従来のものと同様並行で運用されていた。近代法典の形成が刑法から始まるということ自体は、日本のみに見られたことではなく、他にも同様の事態がみられた国はある<sup>22</sup>。ただし、前述の通り、江戸期の法制度が行政・警察法規を中心にしてきたことからすると、薩摩・長州等の新政権がまず刑事法の制定にあたったことは日本固有の事情からしても当然であったといえる。この仮刑律に西欧法の影響はまだ見られない。

過渡的な法典であった仮刑律はやがて、本格的法典である、「新律綱領」(1870年制定)そして「改定律例」(1873年)に席を譲った。改定律例は、新律綱領を廃することなく、これと並行して行われ、綱領と重なりあう部分については、律例が適用されるということになっていた。これらの法典も仮刑律と同様に、裁判の事例を経験に基づいて集積し並べただけのものであったが、逐条主義を我が国で初めて採用した法典であった。この逐条主義の採用という点のみでいうと西欧法の影響が見られるが、基本的な発想方法はやはり律の系統のものであった。

これらの法典の後身として1880年に公布され、1882年より施行されたのが旧刑法典で

---

<sup>21</sup> 染野(1959)参照。

<sup>22</sup> 川口(1998)53頁。

あった。この法典は西欧法の継受を基礎にした、日本で初めての法典である。この旧刑法の制定において主導的な役割を果たしたのはボアソナードであった（後述 2.3.2.(2)）。刑法典ができた時代背景として、次の 2 点を挙げることができる。1 点目は、変動期において犯罪が急増していたが、場当たりの律型法典ではそのような状況に対処できなかったことである。2 点目は、不平等条約改正の必要上、西欧人が安心して身を任せられるような「近代的」刑法が求められるようになっていたことである。

#### イ、治罪法

治罪法はボアソナードがフランスの刑事訴訟法を範として原案を起草したものであり、1880 年に公布され、1882 年から施行されることになった。治罪法は刑事手続について次のように定めていた<sup>23</sup>。すなわち、捜査機関を検察官と司法警察官とし、検事が指揮する。捜査が終了すると、重罪事件については、検事は予審を請求する。起訴猶予の規定はない。予審判事は被告人召還、拘引、収監などの強制処分の特権をもち、真実発見のために必要と考えるときは被告人を密室で監禁でき、被告人は弁護人選任権を与えられない。上訴については、控訴審は事実を調べ直す事実審であり、上告審は法律のみを扱う法律審である。公判は原則として公開され、非公開の裁判は無効となる。

#### ウ、その他の法律

法体制準備期において編纂された法律としては他に司法職務定制（1872）や裁判事務心得（1875）があるが、これらは裁判制度に関わる法律なので、次項でまとめる。

憲法や民法、商法については、大日本帝国憲法が 1889 年、明治民法が 1896 年、旧商法が 1899 年に制定されており、これらはいずれも本論文の時期設定からは外れる。明治民法と旧商法は、大日本帝国憲法が制定されたあとに制定されていることからわかる通り、ドイツ法の影響を強く受けている。

### （3）裁判制度

#### ア、司法省の設置

裁判制度についてもこの時期に整備が進んだ。1871 年に司法省<sup>24</sup>が設置され、ここに民事・刑事の裁判権が移された。この司法省は、司法事務の専管を唱え、東京府庁から裁判権を奪って東京裁判所を設立した。そして、翌年、江藤新平を司法卿に迎えるや、法の分裂を最終的に抑止するものとして、全国的裁判所網の構築に邁進する。すなわち、司法職務定制が制定され、裁判を行政庁による紛争処理から完全に分離して裁判所で行えるようにした。司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府県裁判所、区裁判所の 5 種類

<sup>23</sup> 以下は、小田中（1976）130 頁以下を参照してまとめた。

<sup>24</sup> 司法省は国家機構上、司法権を所管とする国家機関として位置づけられているが、管下に裁判所以外に明法寮、警保寮、検事局を置いていた。明法寮は司法官養成、法典編纂、法律解釈に関して府県・裁判所から出される伺の指令案作成を任務としていた。また、警保寮は全国の警察の中央機関として設置された。つまり、司法省は訴追機関としての検事局のほか、捜査機関までも管下に持ち、国家機構上、巨大な権限を有していた。菊山（1990）4 頁参照。

の裁判所が置かれ、裁判所網が全国に張り巡らされて、統一的な法令の適用・紛争解決を目指した<sup>25</sup>。

この頃の裁判は、裁判官に特別の資格要件を求めない自由任用制であったこともあって、重大事件に対する処分はすべて太政官の裁可を要し、裁判所（府県）は判決をめぐって司法省にしきりに指示を求めた。これは、「司法の独立」という点からは大きな問題であったが、全国レベルの法の統一（藩国家による法の分裂の克服）という目的は果たしていた。

司法職務定制に基づく司法制度は 1881 年に至れば、フランスの裁判所制度をほとんどそのまま引き移したともいえる裁判所の網が全国にわたって張り巡らされるという形で一応の完成をみた<sup>26</sup>。まず、最末端の裁判所としては治安裁判所（現在の簡易裁判所に対応する一面がある）というものがあり、これは一府県に数個置かれることが多かった。これに対し、原則的意味をもつ裁判所は府県単位に一つ置かれるのを建前とする始審裁判所（これが現在の地方裁判所に対応する）であった。その上に若干の始審裁判所を統括する控訴裁判所（現在の高等裁判所に対応する）が全国に 7 つ配置され、さらにその上に最上級審かつ法律審としての大審院が設けられていた。フランスの司法組織と比べてみると、その類似性は明らかである。控訴裁判所以下の裁判所の名称はフランスの裁判所の名称を直訳したものであり、大審院の構成やそこでの手続はフランスの破毀院の構成や手続を大きく模倣したものであった。

#### イ、大審院の設置

1875 年 1、2 月、政府改革に関する会議が開かれ、大審院の設置が合意され、同年 4 月に大審院の創設が公式に発表された。大審院設置に伴って様々な司法改革が行われたが、その主要な内容は以下の通りである<sup>27</sup>。従来、司法省は司法行政権と裁判権を掌握する国家機関であったが、今回の改革によって、司法省から裁判権が分離された。しかし、司法省は司法行政権を所管する国家機関として位置づけられ、司法卿の裁判不関与が法律上定められたが、司法省は法律の解釈、運用に関する権限を保有することが認められ、間接的に裁判事務に関与した。また、裁判官の身分保障の規定は設けられなかった。判事の任免権は正院、司法卿にあり、司法卿は裁判官の人事権を掌握していた。

#### ウ、裁判事務心得

大審院の設置を受けて、1875 年 6 月に裁判の基準を示した「裁判事務心得」が制定された。その 3 条によると、民事裁判は第 1 に成文法律、第 2 に「習慣」、第 3 に「条理」により裁判するとし、第 5 条は、布告・布達という法令形式をとらない行政庁の「指令」は、裁判の基準とならないとする。行政機関内部の基準である指令は、国民に公布された法令ではないとした点で、画期的といえ、司法の独立を高く掲げたものといえる。また、「習慣」の法源性を認めた点でも注目すべきであり、かつ、ここでいう「条理」とは「性法」すな

<sup>25</sup> 染野（1959）85 頁。

<sup>26</sup> 三ヶ月（1982）71 頁。

<sup>27</sup> 山中（1994）137 頁からまとめた。

わちフランス民法と考えられたので、裁判官は、誤判が刑事制裁の対象とされた刑事裁判と異なり（2.2.1.(1)）、民事裁判についてはかなりの裁量を発揮することができた。このことは、裏からみれば、土地法以外の民事法は「民法典待ち」の状況になっており、ろくに法令がなかったことを示している<sup>28</sup>。

#### （４）法曹養成

では、法曹養成の過程は江戸時代と比べてどう変化したか。わが国では、西欧型の法律家の存在が皆無であったという歴史的事実から、法律家の創出ということ自体が西民法継受の一環であった<sup>29</sup>。日本において、新たに作り出さなければならなくなった法の担い手としては、裁判手続を通じて法を動かすことを任務とする狭義の法律家のほかに、近代国家の行政を担当する人材もあわせて求められていた。しかしながら、行政の側に立って法を動かすということは、権力の行使者としての立場に立ちつつ法を運用するという一面があるが、このような人材は東洋にもすでに存在していた。これにくらべると、西欧流の裁判手続というものを通じて法を動かすという人間類型こそがまさに東洋の伝統においては欠如していたのである。このような事情から、明治初期の法曹養成はもっぱら司法官（裁判官と検察官）の養成を目的としていた。

##### ア、司法省法学校と東京帝国大学

わが国の法学教育は、1871年に司法省内に明法寮が外国人教師を中心にしてつくられたことに始まり、1876年にはフランス語でのフランス法教育を目的とした司法省法学校が設置された。ここで新しい型の教育を受け、法の知識を得た人材は、卒業後、司法省内、裁判所、学界において要職を務めたことからすると、司法省法学校はこの時期の法曹養成機関の中核であった。そこで、この司法省法学校については別に章を設け、詳しく述べることにする。

一方、幕末期に幕府によって開設された洋学教育機関である開成所は、維新後、新政府の下で大学南校として継承され、1873年東京開成学校と改称し、1877年には東京医学校と合併して東京大学となった。同大学法学部は1884年に司法省法学校を吸収して、官立の法学教育機関を総括することになった。ここで興味深い事実としては、司法省法学校におけるフランス法教育と並行して、これとは系列を異にするイギリス法の研究・教育が東京大学において別途始められていたことである<sup>30</sup>。その主眼としては、司法省法学校の教育がもっぱら実務家養成に向けられていたのにくらべると、当時のイギリスの代表的な法律概論的な著述の紹介を中心として行われていたとみられるのであって、法の学理を説くという傾向を当初から強く帯びていたといえる。

明治憲法施行以前にはこのように、司法省を中核とする実務家養成の施設と、法の学理

---

<sup>28</sup> 川口（1998）127頁。

<sup>29</sup> 三ヶ月（1982）125頁。

<sup>30</sup> 前掲書 74頁。

の考究といったより一般的な目的が掲げられることが多かったところの東京帝国大学を中心とするイギリス流の教育が併存していたが、1884年にこの2つが統合されると、法学教育の担い手は大学に移ることになった。明治憲法施行後は、明治国家の体制が充実し、行政権の担い手の面における藩閥人事の弊害が自覚されるようになったことから、近代的な試験による公務員登用制度が採用されるようになった。さらに、条約改正という政治目的の到達とともに、法曹養成への切実さも薄れてくるようになった。こうして、当初はもっぱら法曹の養成を志向した法学教育は、いつかその主眼を行政官僚の育成や大企業の指導者の養成ということに重点を移すようになった<sup>31</sup>。

#### イ、私立学校での法学教育

明治日本の法学教育を担ったのは官学ばかりではなかった。和仏法律学校（東京法学社として1880年設立。現法政大学）、専修学校（1880年設立。現専修大学）、明治法律学校（1881年設立。現明治大学）、東京専門学校（1882年設立。現早稲田大学）、東京法学院（英吉利法律学校として1885年設立。現中央大学）、関西法律学校（1885年設立。現関西大学）など、かなり早い時期に私立の法律学校が設立された。これらの学校は、一方で弁護士試験受験を希望する若者たちを集め、その意味では受験学校的な色彩を強く持っていた。しかし、他方で、地方名望家層の師弟に、漢学に代わる教養というべき法知識を伝授するという役割を果たしていた<sup>32</sup>。

#### ウ、留学生の派遣

旧幕時代にも幕府や雄藩からフランス・イギリス・アメリカなど欧米諸国に派遣されていた留学生がいた。いずれも知的好奇心が強く、公に対する献身の意思をもった青年武士であった。留学中に維新となり新政府から帰国を命じられ、1868年末までに数十名が帰国した。維新政府はその者の中から有為な人物を専門分野ごとに登用した。例えば、フランス民法典・商法典・治罪法その他の法典の翻訳をして明治前期の法典編纂事業上大きな役割を果たした箕作麟祥は、1866年、21歳のときにフランスに渡って学び、1868年に帰国してすぐに政府に登用された。

新政府も欧米諸国の政治・社会・文化等を学ばせるために、使節団や多くの留学生を派遣した。例えば、1871年に岩倉使節団に同行した留学生だけでも43名に及んだ。この留学生が留学した国は、フランス・イギリス・アメリカ・ドイツ・ロシアなど多彩であった。帰国後、これら留学生は先進国で学んだ知識を各分野で活かし、日本の近代化のために大きな貢献をした。

---

<sup>31</sup> 前掲書 128 頁。

<sup>32</sup> 大村（1997）312 頁。

## 2.2. 明治初期の法の担い手

この時代の法の担い手はどのような実務を行っていたのだろうか。この節では、近代的な法曹養成機関を卒業した法曹たちが徐々に法の担い手として主流となっていた過渡期における、法曹の実態を論じる。

### 2.2.1. 裁判官

#### (1) 新律綱領・改定律例の時期

明治元年から司法省設置(1871年)までの間の裁判官の実態については、未だ裁判所の整備もされておらず、新しい司法制度の輪郭すら定まらない状態であったので、従来どおりの紛争解決が行われていたか、もしくは混沌の状況にあったのではないかと推測できる。

司法省が設置され、司法職務定制が制定された後は、裁判所が全国に設置されることになるが、この時期の裁判官は当然のことながら、西欧法学の教育を受けていなかった。つまり、制度としては近代的・西欧的になったものの、それを操る人は未だ江戸時代の思考方法を持つ者たちであった。

このような状況下で、裁判官は綱領・律例をどのように運用していたのか。前述のように、綱領・律例の詳細な規定は、制裁対象の事例を経験に基づいて集積し並べただけのものであった。よって、実際の事件に適用する際にはどうしても限界を伴うので、それを補う必要がでてきた。そこに裁判官の裁量の余地があったといえる。もっとも、綱領・律例は裁判官の裁量範囲を極力狭めるような細かな規定の集積体だったので(前述 2.1.3.(2)ア)裁判官の恣意的処断を広く許していたとは必ずしもいえない<sup>33</sup>。また、故意・過失によって誤判をした場合に刑事制裁を受ける規定や、誤判によって上下の地位にある裁判官も連座させて罰せられる規定も存在したので、恣意的な裁判はできない仕組みになっていた。

#### (2) 旧刑法施行後

1882年に旧刑法が施行された時点においても、その運用にあたった裁判官は、必ずしも専門的に西欧法学の教育を受けたものでなく、司法省法学校、東京大学、私立法律学校等の卒業生は全司法官1000名程度のうち、100名程度にすぎなかったといわれる<sup>34</sup>。司法官の多くは、特別の資格審査なしに自由任用された者で、それぞれ独自に英法、仏法、律等を学んだのみで、数少ない国内制定法の他は、経験、倫理、情理をもとに裁判をしていたにすぎなかった。

1884年に判事登用規則が制定されて、初めて試験による判事の任用が始まった。しかし、

---

<sup>33</sup> 川口(1998)59頁。

<sup>34</sup> 前掲書174頁。

登用された裁判官の質についても、司法省が、学識に乏しく失当な裁判をする裁判官が多くいるという弊害を強調したほどであった。自由任用によった裁判官には、旧刑法に対応するための特別の再教育はなされなかったようなので、とりわけ下級審レベルでの混乱が生じたであろうことが推測される。1890年代に、西欧法学に習熟しない「老朽裁判官」を裁判事務から追放する処分が次々となされたことも、旧刑法を実際に運用する際の困難を示している。1890年に裁判所構成法が制定されたことに伴い、判事登用規則に代わる制度として、その翌年に判事検事登用試験規則が新たに制定された。

## 2.2.2. 検察官

### (1) 大審院設置まで

1868年、政体書が発布され、太政官の権力が立法、行政、司法の三権に分けられ、司法権を執るものとして刑法官が設置された。刑法官の権限は、司法行政、刑事裁判、行政監察、司法警察、行刑（刑の執行）、法律解釈、法律起草などであった。

1869年の官制改革によって刑法官は廃止され、刑部省が設置された。これと並行して、刑法官監察司に代わって弾正台という組織が設置された。刑部省の権限は司法行政、刑事裁判、司法警察、行刑、法律起草、法律解釈であり、他方、弾正台の権限は行政監察権、訴追権、などであった。このため、刑部省の権限と弾正台のそれとは抵触することとなり、しばしば権限争いが繰り返された。明治初頭においては、江戸時代の刑事手続、行政警察活動の方法である、吟味筋の吟味の方法が踏襲されていた<sup>35</sup>。

1871年、弾正台と刑部省は廃止され、司法省が設置された。司法省は刑事民事の裁判権をその手中に収めることになった。そして、1872年に制定された司法職務定制によって初めて検事制度が設けられた。その第7章検事章程は冒頭において、「検事八法憲及人民ノ權利ヲ保護シ、良ヲ扶ケ悪ヲ除キ、裁判ノ当否ヲ監スルノ職トス」と規定している。訴追権と裁判権が区別され、判事の職務との区別がなされた。また、検事に裁判の当否ならびに判事、代言人の職務の執行を監視する役割を与えた。

### (2) 大審院設置後

大審院設置後、検事の原告官としての性格が明瞭になった。1886年に制定された裁判所官制は検察官の資格、身分保障等について規定していたが、任免権に関する規定はみられなかった。1890年に施行された刑事訴訟法は、裁判所の一部局とする趣旨ではないが、検事局を裁判所に付置し、検事の任官資格や俸給についても裁判官と同一と規定したことから、現在の検察制度の基本となったといえる。

---

<sup>35</sup> 小田中（1976）113頁。

## 2.2.3. 弁護士

### (1) 代言人制度

1872年に制定された司法職務定制は、検察官制度のほかに、代言人制度の新設も含んでおり、近代的司法制度の出発点となる画期的な改革であった。司法職務定制によって、我が国に初めて本人に代わって権利主張を行う代言人が登場した。このことは、民事訴訟における従来の代訟禁止の原則を廃止し、一般的に代理の原則を容認することを意味し、近代弁護士制度の発展の道を切り開いたものである。当初、代言人は資格要件も不要であったため、その数も増加し、同業者間に依頼人の獲得競争が生じ、「三百文（わずかな金額の意味）」や「米一升」というような、低い報酬で訴訟を引き受けることになり、三百代言という蔑称が生まれるようになった<sup>36</sup>。

1876年の「代言人規則」によって、資格試験による代言人免許の授与が制度化された。これによって弁護に関する専門職の制度が誕生した。

### (2) 在野法曹としての弁護士

明治初期に新政府が払った努力は、もっぱら裁判官および検察官の養成に注がれてしまい、代言人（後には弁護士）の養成にはかなり冷淡であった<sup>37</sup>。なぜなら、近代法の運用にまず必要とされるのが、裁判所で法を操る裁判官であり、また、法治国的外形を形作るためには裁判官の養成がまず不可欠であったからである。よって、官立の学校では司法官僚の養成が中心となっていたのに対し、代言人・弁護士の活動と結び付いた法学教育施設は民間でつくられることになった。しかし、これらの施設は多かれ少なかれ自由民権運動と結びついていたので、政府はこれへの統制を考えるようになる。1880年に代言人規則を改正して、代言人活動と学校教育を分離したり、民間の法律学校に判検事や東京大学教授が出講したりしないようにしたのはそのあらわれであった。

このような状況では、裁判官・検察官と弁護士との間に、ともすれば対立的な空気がはぐくまれやすい。裁判官・検察官等、国の公務員として司法に携わる者を、「朝」（すなわち天子の府）にあるという意味で在朝の法曹としてとらえ、これに対立するところの、国と公務員関係に立つことのない法律家たる弁護士を、権力から離れた「野」にある法曹、すなわち「在野法曹」と呼称する慣習が根付くようになった。

---

<sup>36</sup> 山中（1994）141頁。

<sup>37</sup> 三ヶ月（1982）124頁。



## 2.3. お雇い外国人が果たした役割

### 2.3.1. 総論

#### (1) 明治初期のお雇い外国人

ここまで述べてきた、明治初期の司法制度改革及びそれに伴う西欧法の継受という作業は、決して日本人のみの手によるものではなく、多くの外国人の助力があってこそその変革であった。この節では、明治初期に活躍した外国人について述べる。もちろん、明治初期には、司法分野のみならず、政治、軍事、経済、教育等、様々な分野で外国人の手助けが見られた。

幕末も含めて明治維新の時期に来日した外国人はきわめて多数にのぼり、その中には伝道のために派遣されてきた宣教師もかなり多かったが、その大多数が幕府、明治新政府などによって欧米諸国から招聘され、雇用されたいわゆる「お雇い外国人」であった。府県雇いや個人雇いの外国人もいたが、日本の近代化という観点からながめると、政府雇いの外国人が最も重要な存在であった。なぜなら、日本の近代化は、明治維新政府が主体となり上からの指導によって行われたもので、その際の近代化の根本目的は、「国家の近代化」、近代国家の建設ということにあって、社会や個人の近代化あるいは民主化ということに主眼がなかったからである。

お雇い外国人の先駆の1つとして、幕末期、長崎海軍伝習所のオランダ人教官を挙げることができる。幕府は、ペリー来航直後、もはや鎖国主義を維持できないと考えて、海軍創設を決意し、オランダから軍艦を購入することを決めた。この日本からの申し出に対し、オランダは日本人に海軍関係の諸術を伝授することを提案し、1855年にオランダ海軍のペルス・レイケンやその部下のオランダ人を教官として雇い入れ、海軍伝習が開始された。

その後、明治時代に入って、政府の各省に多数の外国人が雇われるようになった。最盛期は1873年から1875年までの時期で、500名を超える人数の政府雇い外国人が日本に存在した。その後、徐々に数が少なくなり、19世紀末までには歴史的な意義を終えることになった。明治年間における政府雇用の外国人の実総数はなかなかつかみにくいですが、大体800人を下らない程度になる<sup>38</sup>。

これらのお雇い外国人の歴史的役割は、明治新政府が近代国家建設のためにめざした欧米先進諸国の近代的な諸制度・資本主義的な生産技術・方法の移植を、その実際面で知識・技術を提供して指導し、その急速な移植を成功させたことである。かれらの寄与によって初めて明治日本建設の基礎工事ができあがったといえる。

#### (2) 司法分野における活躍

司法分野に関してはかなり多くのお雇い外国人が活動した。民法起草のボアソナード、憲法起草のロエスレル、ブスケ（民法、刑法起草）、テヒョー（民事訴訟法起草）等が有名

---

<sup>38</sup> 梅溪（2007）223頁。

である。これは、日本が近代国家体制の整備と条約改正の早期達成という内外事情から特に力を入れたためにほかならない。この点、政治の分野で取り上げるべきお雇い外国人はフルベッキのほかに見当たらない<sup>39</sup>のと対照的である。このフルベッキにしても厳密な意味での政治顧問ではなく、本来文部省雇いとしてのかたわら政治的諮問に与ったものである。

そもそも、西欧法などというものについて日本人はまったく経験がなかったのであるから、西欧法の移植という仕事に外国人が動員されたのは当然といえる。ただし、これらの外国人が相互に密接な連繫をとりつつこの仕事に取り組んだかという、決してそうではなく、かなりばらばらな形で外国人指導による法の移植が試みられたというのが実相であった<sup>40</sup>。これらの外国人の国籍をみると、はじめのうちはフランス、ドイツ、イギリス、アメリカ等のさまざまな国の人達を見出すことができるが、やがてフランス人の指導とフランス法を模範としての近代法の整備という方向に徐々に収斂していくのであった。

お雇い外国人が関わった事業にはもちろん、法曹養成も含まれるが、この点については第3章で述べる。以下の各論では、立法作業等、法曹養成以外の場面を見ることにする。

## 2.3.2. ボアソナード

### (1) 略歴

日本に20年以上も滞在し、長期にわたって法制の整備に大きな貢献をしたのがフランス人のボアソナード (Gustave Emil Boissonade de Fontarabie) である。彼は1825年、パリの郊外に生まれ、パリ大学で古典学、法律学を研究し、1852年法学博士となった。その後グルノーブル大学で教えていたが、1873年、当時の駐仏公使鮫島尚信の依頼によって、日本留学生のために法律学を講義したのが機縁となって同年末司法省雇いとして来日した。このとき、彼はすでに48歳になっていた。

ボアソナードは長きにわたり日本の法制にかずかずの寄与を残しながらも、後述のように、自らの起草した旧民法が施行を延期され、不採用となったため、1895年落胆しつつ故国へ帰った。ときに老齢70歳であった。日本の法学界に大きな貢献をした彼は、1910年6月27日、85年の生涯を閉じた。

### (2) 立法作業

1882年1月1日より、治罪法(のちの刑事訴訟法)、刑法(いわゆる旧刑法)が施行された。これらはともにわが国最初の近代的法典として法制史上重要な意義をもつものであった。両法の編纂は、1876年ごろ相前後して司法省で着手されたが、ともにボアソナードが原案起草にあたった。フランス法を模範とした彼の草案は、それぞれ翻訳、審査を経、

---

<sup>39</sup> 梅溪(1971)1頁。

<sup>40</sup> 三ヶ月(1982)60頁。

若干の修正を見た上で実施された。

私法の面では、民法草案の起草に大きな業績を残した。1880年より司法卿大木喬任を総裁として民法編纂局が発足した。ポアソナードは財産編より起草して第1部物権313条、および第2部人権（債権）287条の草案を作った。その他の編も彼が起草し、10年の歳月を経た1890年、ようやく民法典の草案が完成し、公布された。しかし、ポアソナードが依拠していたフランスの自然法思想は伝統を重んじる日本の国情に合わないとするナショナリズム論陣をはられ（いわゆる民法典論争）、ポアソナードが編纂した民法は「施行延期」となり、結局施行されることなく民法（家族法を除いた現行民法）が改めて編纂されることとなった。しかし、ポアソナード自身が起草した草案は施行されることこそなかったが物権や債権、財産権などの原理原則は現行民法に受け継がれ、全条文のうちおよそ半分くらいはフランス法の影響があるといわれている。

### （3）条約改正

さらに、ポアソナードは条約改正にも貢献した。不平等条約の改正は明治政府の当初からの懸案であったが、1887年、井上馨外相は、内地を開放し、法権については外国人司法官を任用して外国人も日本の法権に服するという案をもって、列国の同意を得るところまでこぎつけていた。これに対して、ポアソナードは、政府の法律顧問として反対意見書を政府に提出した。すなわち、日本人が外国人の裁判官によって裁判を受け、外国語で訴訟しなければならないことは、日本の利益、面目を損なうことになり、かえって外国の干渉を受けることになるだろう、と主張した。このポアソナードの意見を契機に政府内外の井上案に対する反対運動が激化し、この案は廃棄され、ついに井上は引責辞職した。

## 2.3.3. その他のお雇い外国人

### （1）フルベッキ

#### ア、略歴

フルベッキ<sup>41</sup>は、1830年オランダのユトレヒトに生まれた。オランダの裕福な家庭の子がそうであったように、オランダ、イギリス、フランス、ドイツの4ヶ国語に通ずるよう早くから仕込まれた。したがって彼は4ヶ国語に堪能で、これが政府に重用された有力な一因となった。1859年、アメリカの神学校を卒業後、オランダ改革派教会の海外伝道局が日本に布教団を設けようとしており、彼はその宣教師として同年11月に来日した。来日してからは、長崎英語伝習所の後身、済美館と佐賀藩が長崎に設けた致遠館に招かれて、英語、政治、経済、理学などを教えた。その後、フルベッキは政府顧問として東京に招聘され、当時の最高立法機関の諮問に応じ、また、法律顧問として正院（当時の内閣）の翻

<sup>41</sup> 梅溪（1971）16頁以下を参照した。

訳局と左院（立法府）とに出仕した。

1873 年ころから次第に各分野に専門のお雇い外国人が登場するようになって、フルベッキの影響も急に衰えるようになり、1877 年には元老院雇いが満期解約となった。その後、彼は宣教師として日本にとどまり、聖書、讚美歌の翻訳や伝道につとめた。幕末来日以来ほとんど 40 年を日本で過ごし、「近代日本建設の父」と呼ばれる彼は 1898 年 3 月 10 日、68 歳の生涯を東京で閉じた。

#### イ、遣外使節団

フルベッキが政治上の建設に著しく貢献した時期は、特に明治初期 4、5 年間で、政府の最高顧問として近代化政策推進の枢機に参画した。彼はあらゆる施策に関与し、重大な諸献策を行ったが、とりわけ特筆すべきことは、欧米への遣外使節派遣のことである。1869 年 6 月、彼は政府に欧米遣外使節を進言し、その組織、旅程、人員、目的、調査方法についての建白書を提出した。しかし、当時はまだ攘夷思想が強く残存し、保守反動の空気が強かったため、この建白書は一時、お蔵入りとなった。

その後、廃藩置県が断行されてから、フルベッキは政府に請われ、建白書を土台に使節団のプログラムを作成した。そして、1871 年 11 月、岩倉具視大使以下、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文をはじめ政府の中堅幹部 50 余人からなる遣外使節団が日本を出発した。この使節一行の成果は、わが国の近代化に大きな影響を与えたもので、この経緯からフルベッキが「近代日本建設の父」と呼ばれるのも過言ではない。

#### (2) ロエスレル

ロエスレル<sup>42</sup>は、1834 年ドイツのバイエルンに弁護士の 1 人息子として生まれた。ギムナジウム卒業後、1852 年から 1856 年にかけて、法学および国家学を学び 1861 年には 27 歳の若さで、ローシュトック大学の教授に招かれた。一方、日本側は岩倉使節団渡欧の際、政府首脳部はドイツ、特にプロシアに多くを学ぶべきことを認識しており、次第に政府内部にドイツへの傾斜が強まっていた。このことから、政府は公法顧問をドイツで探した末、1878 年にロエスレルの招聘が決まり、彼は来日した。

来日してから 3 年後の 1881 年には、彼はすでに外務省の一顧問として止まっていなかった。それは憲法の理論的諸問題についての諮問が開始され、それに答議しなければならなかったからである。憲法草案の起草は、1887 年夏より政府首脳部だけで極秘に行われたが、ロエスレルだけはこれに呼ばれた。同年 4 月に彼がすでに提出していた「日本帝国憲法草案」を参照しつつ、憲法草案の起草が進み、大日本帝国憲法は公布された。その内容、構成、条文の形態は、ロエスレルの提案を、ほとんどといっていいほど受け入れたものであった。また他面、1881 年以来、起草に心血を注いだ商法草案も 1884 年に完成し、1890 年には公布された。1893 年、すでに健康を害していた彼は、帰国の途につき、その翌年の 1894 年 12 月、60 歳で逝去した。

<sup>42</sup> 梅溪（1971）152 頁以下を参照。

### 第3章 司法省法学校の外国人教師

この章では、明治初期の法曹養成に関して中心的な役割を担った、司法省法学校に着目し、特に、そこで雇われていた外国人教師について詳しく述べる。

#### 3.1 司法省法学校について

##### 3.1.1 設立の経緯

###### (1) 日本側の構想

1872年7月5日に開校された、司法省明法寮において、生徒を募り、フランス法修得の準備過程としてフランス語を教授する学校に端を発し、1887年まで司法官養成のための特殊教育を行ったいわゆる司法省法学校は、どのような構想のもとに生まれたのであろうか。

司法省は1871年に設けられ、司法官養成の直接の立案者は、同省首脳部であったに違いないが、省外にあってそうした構想を強力に推進した人は、江藤新平であったといえる。江藤は、1871年頃にフランス民法を翻訳していた箕作麟祥を後援していたが、その箕作からフランスにおいてフランス法を研究したい旨を乞われて、次のように答えた。

「貴公を洋行させては、之に代る人が無くて、留守中、司法省の差支となるから、寧ろ仏国より法律家を聘して貴公の質問に答へさせることにしたく思う。左すれば又一面に於て種々な取調もさせることが出来、又、生徒を募り之に教授せしむる利益もあるから」<sup>43</sup>

このように、箕作のフランス法典翻訳その他の法律顧問、そしてまた法律学の教師としてフランス人法律家を招聘することが江藤の発議でまとまることになった<sup>44</sup>。1872年4月25日に江藤が司法卿に就任すると、司法省全般の機構が整備され、実際上の機能も活発に動きはじめた。同年9月に施行された司法職務定制によって、明法寮の機構と職掌がはじめて明確化し、拡大強化された。

江藤が司法卿に就任後の5月に発表された「法学生徒一百名新募集費見込」<sup>45</sup>によると、司法省が計画した法学校の構想は、次の通りであった。まず、生徒定員は100名、修業年限は10年、全期間官費で養成、教師の陣容は、初年から3年までフランス人普通学教師2名、日本人普通学教師3名、4年5年はフランス人普通学教師3名、6年はフランス人法律学教師1名、フランス人普通学教師2名、7年から10年まではフランス人法律学教師3名が授業を担当、さらに常時フランス人法律学教師3名は在籍する。生徒には、10年間に、教科書としてフランス語学書4冊、数学、地理、歴史書9冊、法律書11冊を支給する、としていた。教職員の俸給、生徒の衣食費、その備品などを含む法学校1年間の経費は、初

<sup>43</sup> 加太(1982)。

<sup>44</sup> 手塚(1988)10頁。

<sup>45</sup> 前掲書14頁。

年から5年まで金23,064円、6年は金24,864円、7年から10年まで金28,464円の予算であり、別に教室、寄宿舎の新築費金7,800円を見込んでいた。当時としては、相当大規模な構想であった。

この計画に対し、太政官（当時の政府）は経費を年8,000円と大幅に縮減するよう指令した。経費が約3分の1に縮減されたので、学校の規模もそれに応じて縮小せざるを得なかった。そして、生徒定員を20名とし、とくに修了期間を明定しないフランス語教育の開始を決定、1872年9月から授業開始の運びにいたった。

## （2）ブスケの建議

司法省の当初の構想に対して、重要な影響を与えたと思われる資料は、1872年4月に、当時明治政府の法律顧問であったフランス人法律家のブスケが司法省へ提出した2つの文書である。「法律学校ノ事」と「法律学校見込書」がそれである<sup>46</sup>。この2つの文書にみえているブスケ（Gerge Hilaire Bousquet）の法学教育開始の構想をまとめると次のようになる。

日本の法学教育はまずフランス法を教えるべきであって、その準備としてフランスの官庁、司法職制、政治などの一般的状況を教育すること。同時に、現行日本法を教えることも必要であり、それにはまずその調査が先決問題であること。フランス法を原語で学ぶため、フランス語の授業を早急に開始すること。フランス語の不十分な者は、原級にとどめ、法律学の学習に進ませないこと。

ブスケが来日した1872年2月の時点において、明法寮当局が法学教育についてどんな構想をもっていたかは明らかではないが、いずれにせよ、明法寮の法学教育のプランがブスケの建議に基づき、まずフランス語の教育を早急に開始するという方向に決定したことは確かであった。当時の明法寮当局は、法律家を早急に養成する必要があったにもかかわらず、拙速の方法を採らず、ブスケの建議を率直に受け入れ、それを上回る周到、遠大な計画を打ち出したといえる。

## （3）司法省法学校へ

1875年、明法寮は廃止され、明法寮生徒の制度もその幕を閉じ、生徒は教師とともに司法省本省にひきつがれたのである。1872年の授業開始から数えて、約2年8ヵ月の歩みであった。

明法寮が廃止されたあとは、その事務の一部は本省にひきつがれた。そして、従来、法学生徒を管理していた明法寮生徒掛が本省に移った。この教育機関が司法省法学校と呼ばれた。ちなみに、法学校の名称が司法省の職制にあらわれた最初は、1877年1月12日の司法省達においてであった。それまでは単に法学生徒と呼ばれるにすぎず、学校機構自体の名称は特別になかったと思われる。

---

<sup>46</sup> 手塚（1988）159頁以下。

### 3.1.2.カリキュラム

#### (1) 明法寮での授業

1872年9月からの授業開始に際し、明法寮生徒規則9カ条が制定された<sup>47</sup>。それによると、授業時間は「日ノ長短ニヨリテ時々揭示」され(第2条)、休日は天長節、5節、1と6の日、暑中休暇(30日間)、7月13日から15日まで、12月25日から1月10日まで(第9条)、本人の病気、親病変以外の欠席をみとめず(第3条)、放課後門限までの散歩は許されるが、外泊をみとめず(第5条、第6条)、そのほか舎内の「飲酒吟唱雑戯」を禁ぜられた(第8条)。なお、これらの規則には修了年限が明記されていない。

1872年10月頃の授業内容としては、フランス語の文法、読解、作文、読誦、数学等が行われた。そして、明法寮の法学生徒に対して、フランス法律学の授業が開始されたのは、1872年の秋からブスケの授業によってであった。そのことは次の、明法寮第1期生だった加太邦憲の自伝から推察できる<sup>48</sup>。この部分の記述は、ポアソナードとブスケの授業の様子も描写されており、興味深いので、長くなるがあわせて引用する。

ボは多年本国にて教授たりし経験ある大家なれば、教場に臨むに一の法律書をも携帯することなく、素手臨場して前日講義せし末尾の一項を学生に尋ね、その続きを講ずるといふ次第にて、その蘊蓄する所豊富なるが故に、講じたき廉廉脳中に簇出し、止まる所を知らざるを以て自ずから秩序なく、時には横道に入り、遂には本道への戻り道を失することありて、到底初学の者には了解し難く、即ち学士以上の大体法律に通ずる者に聴かしむる方法なれば、我々最初は困却したり。これに反して、ブは年若く、従って学問未だ深からざれば、講義の事項を予め調査し、覚書を作りて講ずることなれば、秩序ありて初学の者にも解し易かりき。もしブ一年有半の薫陶なかりせば、とてもボの講義は予らに了解し能わざりしならん。故にブに後れてボの来朝せしは、我々のため大幸福なりき。

「ボ」はポアソナードのことを指し、「ブ」はブスケのことを指しているのだろう。そして、ポアソナードの講義開始は1874年の春であり、その「一年有半」前が1872年秋である。

#### (2) 司法省法学校での授業内容

明法寮が廃止され、司法省法学校が設置されたのは、1期生の卒業、2期生の入学の約1年前であった。1875年に制定された、法学生徒の養成に関する法学規則によると、6か月

---

<sup>47</sup>松尾章一(1967)。

<sup>48</sup>加太(1982)114頁。

を1期とし、期末の成績不良者は退学となった。毎年の授業日程としては、9月に授業が始まり、1月下旬に第1期期末試験、2月中旬から第2期が始まり、6月下旬に第2期末試験となっていた。そして、授業期間中は、1週間毎に「仮試験」が行われその成績は生徒に対して公表されていた<sup>49</sup>。週末試験成績の公示、期末毎の落第退校等、実に激しい修学であったことがわかる。

2期生が専門課程の4年間で学んだ科目とその担当者については明らかでないが、当時の生徒として講義を筆記した鶴丈一郎のノートとして、性法、民法、商法、刑法・治罪法、民事訴訟法、行政法、経済学がある<sup>50</sup>。

### (3) 速成科

1876年、正則科第2期生の募集が行われたころ、司法省は正則科とは別に法学の生徒を募り、司法官の短期養成を目的として、1877年から速成科の教育が本格的に開始した。これがいわゆる速成科の始まりである。正則科は修業年限が8年であったから、卒業までに時間がかかり、それでは到底司法官の早急の需用には追いつけなかった<sup>51</sup>。当時、裁判所は全国的に拡充、整備され、司法官は逐年、著しく増加していた(前述2.1.3.(3)ア)。

志願者数、数百名に対し、入学者は50名で、授業は1877年9月から開始した。修業年限は2年であった。授業科目は、性法、フランス民法、英国普通法、刑法・治罪法等であった。刑法、治罪法については、正則科第1期卒業生で判事の磯部四郎が担当した。第2期生の授業は、第1期生の卒業した後、1880年3月から始まった。修業年限は1年延長され、3年となった。この修業年限によって、速成科生は3年生、正則科生は8年生と俗称された。第3期生は1883年に入学した。速成科の存続期間11年6カ月間に約350名の卒業生を輩出し、その多くは判事補、検事補、司法省出仕に任命された。

### (4) フランスへの留学

1875年、司法省は第1期生の中から7名を選び、フランスへ留学させることを次のように決定した<sup>52</sup>。「仏蘭西本国へ留学被仰付同国大学校ニ於修業為致実地裁判之景況ヲモ熟知為致候得者成業帰朝之上八本邦法科ノ基礎ニ相成」

このうち、前出の磯部四郎は1878年末までフランスに留学し、帰朝後の1879年2月に判事に任ぜられ、4月からは速成科の授業も担当するようになった。また、留学生のうち、井上正一と栗塚省吾も帰朝後速成科第2期生の法律科目の授業を担当した。

### (5) 司法省法学校の廃止

1884年12月、文部省、司法省協議の結果、司法省法学校正則科は廃止され、あらたに

<sup>49</sup> 手塚(1988)63頁。

<sup>50</sup> 磯野(1966)。

<sup>51</sup> 手塚(1988)109頁。

<sup>52</sup> 手塚(1988)44頁、松尾章一(1967)118頁。



文部省直轄の東京法学校<sup>53</sup>を創設、正則科の施設、教員、生徒は同校へ移管された。この時、司法省法学校に在籍していた生徒は第3期生、第4期生であった。

しかし、この東京法学校は短命であり、1885年8月、9月には東京大学法学部に合併された。それまでの東京大学法学部は英法の教育が中心であったから、従来の学生と仏法専攻の旧法学校の生徒は別々の学科として編成された。

正則科が東京法学校に改組されて以後、司法省法学校は速成科のみになった。速成科の最終学年である第3期生は1885年に20名が判事補・検事補に任命され、翌年には24名が任命された。そして、1887年には残りの151名が卒業し、速成生徒に関する措置はすべて終了した<sup>54</sup>。これをもって司法省法学校はその役割を終えた。

### 3.1.3. 生徒の入学と卒業

#### (1) 第1期生

第1期生は20名が1872年に入学した。生徒の年齢は17歳から21歳にわたっていた。彼らは修業年限がわからないまま、同年9月から授業を開始し、同年の秋から法律科目を学び始めた。

1876年1月にボアソナードによって生徒の成績が発表された頃から、第1期生の生徒の処置がいよいよ表面化しはじめた。3月末にはブスケの任期が満了し、残るはボアソナードのみ、そして、この時にはすでに第2期生100名の養成が決定していた。生徒の処置は春を過ぎてもなかなか決まらず、8月に入ってようやく定まった。すなわち、第1期生20名のうち、3名がフランスへ留学、11名が官員として採用されることが決まった<sup>55</sup>。

#### (2) 第2期生

第2期生104名の授業が始まったのは、第1期生の措置が決まった直後、1876年9月であった。1880年6月には4年間の普通過程を終了し、9月から第2期生は専門課程へ進んだ。前述したように、期末試験ごとに落第者がでていたため、専門課程へ進んだ者は48名だった<sup>56</sup>。時を同じくして、第3期生が入学したので、これを予科生と称し、第2期生を本科生と称した。

1884年7月10日に、第2期生の卒業式が行われた。卒業生の総数は37名であった<sup>57</sup>。

<sup>53</sup> 同名の学校として、1881年、薩埴正邦が設立し、法政大学の前身となる私立法律学校も東京法学校という名であるが、司法省法学校の後身となる東京法学校とは全く別の学校である。

<sup>54</sup> 手塚(1988)137頁。

<sup>55</sup> 前掲書53頁。

<sup>56</sup> 前掲書74頁。

<sup>57</sup> 前掲書83頁。

(3) 第3期生

800名近くの受験者の中から選ばれた、第3期生53名は、1880年9月に授業開始を開始した。1884年9月に41名が予科を修業し、本科へ進んだ。それもつかのま、専門科目が始まって4カ月を経た12月、司法省法学校正則科は廃止され、授業は東京法学校へ引き継がれた。そして、前述したように、東京法学校は東京大学法学部に合併され、さらに、同学部は1886年3月に東京帝国大学法科大学に改組された。そして、第3期生のうち、同法科大学を卒業した者は、1888年に33名、89年に2名、95年に1名、合計36名であった<sup>58</sup>。

(4) 第4期生

第4期生75名は1884年10月に入学した。第4期生は入学後、わずか3カ月にして、法学校廃止という運命に遭遇した。東京法学校予科へ進んだ75名のうち、帝国大学法科大学を卒業した者は、1892年に22名、93年に13名、96年に1名、合計36名であった。

3.2. 外国人教師たち

表2 外国人教師の在日期間

名前	国籍	在日期間	1870年代							1880年代									1890年代								
			72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96
ブスケ	フランス	1872～1876	←————→																								
リベロール	フランス	1872～1874	←————→																								
ガリー	フランス	1872.9～1874.9	←————→																								
ポアソナード	フランス	1873～1895	←————→							←————→									←————→								
ムーリエ	フランス	1876～1880				←————→																					
ヒル	アメリカ	1876.8～1880.8				←————→																					
フーク	フランス	1877.9～1879.9					←————→																				
アベール	フランス	1879～1889																									
アリヴェー	フランス	1879.3～1880.7																									
ファブル	フランス	1880.6～1881.8																									
ビゴ	フランス	1883.2～1884.2																									
各年の外国人教師人数			3	4	4	2	3	4	4	5	5	3	2	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0

この節では、司法省法学校に勤務した外国人教師を取り上げる。上の表<sup>59</sup>は各教師の在日期間

<sup>58</sup> 前掲書 106 頁。

<sup>59</sup> 表は梅溪 (1971) 255 頁および松尾章一 (1967) 125 頁を参照して筆者が作成した。なお、在日期間が不明な場合は任用期間を代わりに用いて示している。

間を示している。なんといっても目をひくのはボアソナードの在日期間の長さであろう。また、ヒルのみアメリカ人であるが、他はすべてフランス人であり、フランス法への傾倒が明らかに見てとれる。教師人数についてみると、刑法、治罪法が施行された 1880 年ころがピークとなっている。お雇い外国人全体の人数のピークは 1873 年から 1875 年ころであったので（前述 2.3.1.(1)）、この時期よりはやや遅れている。

### 3.2.1. ボアソナード

#### (1) 来日の経緯

ボアソナードは、1873 年 6 月、パリで雇用契約が結ばれ、同年 11 月、東京に到着した。ところが、すでに前任者としてブスケが在職していたので、両者の間には不和が生じた<sup>60</sup>。ボアソナードがパリで結んだ契約書によると、司法省の法律顧問となり、主として立法に参与するのがその任務であって、法学教育のことにはふれていなかった。それは、契約当初、法学教育が予定されていなかったのではなく、法学教育にかんする特別報酬が定まらなかったからである。おそらく、彼は日本で司法省法学校の校長か主任教師の職に就くことを予想し、それがため、相当の報酬を別に要求したものと推察される。ボアソナードは、自ら、「法律の条文を理解する学力を備えた若い司法官の育成所を作らなければならない」と述べていることから、法学教育を特に重視していたといえる。

#### (2) 授業内容

ボアソナードが担当した科目は刑法、行政法、および民法の財産法関係であった。経済学の講義は、彼が開講することを強く望んだが、政府から許されなかった。家族法に関しては、日本滞在の経験が長いブスケが担当することになった。

この中で、内容が 1 番よくわかっているのが「自然法の講義」という名の民法の講義である。彼は日本の土を踏んで 5 ヶ月後にこの講義を開始した。その「開講の辞」の中で、次のように自分の信念を表明した<sup>61</sup>。

「諸君はあるいは問うであろう。法というが、一体いかなる法をわれわれに教えるつもりか、と。けだし、われわれの国の古い法は消滅せんとし、新たな法はまだ発布されていないのであるから、と。

心配は御無用。何故ならば、条文のそとに、そして条文に先んじて存在する一つの法、立法者自身が基づく法典であるところの法、そういうものが存在するからである。これがすなわち、自然法 (le droit naturel) である。各国で制定されている法律、いわゆる実定諸法は、自然法をできる限り明確に表現したもの、これを最もよく定め、できる限り議論の余地を残さないかたちで述べた文言でなければならない。」

<sup>60</sup> 手塚 (1988) 23 頁。

<sup>61</sup> 大久保 (2005) 67 頁から引用した。

ポアソナードにとって、「自然法」というものは、あくまでも「普遍的な1つのモデル」であり、達成すべき理想の法であった。

### 3.2.2. その他の教師

#### (1) ブスケ

##### ア、来日の経緯

1872年2月、フランス法の翻訳に携わっていた箕作麟祥のために雇われた法律家（前述3.1.1.(1)）こそ、ブスケであった。明法寮では法律科目の教師として正則科第1期生を担当した。授業は1872年の秋から普通科目と並行して始まった。ポアソナードの来日後、1874年4月から法律学専門の授業が始まり、ポアソナードと分担して授業を行った。商法と親族法<sup>62</sup>を担当したことがわかっている。

ポアソナードも同様であるが、立法顧問の傍ら授業を行っていたため、十分な教育ができないときは司法省の担当者に不満を感じさせていた。

#### (2) リベロール

リベロールが正式に雇用契約を結んだのは1872年8月であった。正則科第1期生を担当し、フランス語の文章添削、文法、対話、小説書取り、フランスの地理、歴史等を教えた。1874年3月に退職、帰国した。

#### (3) ガリー

ガリーが雇用契約を結んだのは1872年8月であった。正則科第1期生の在学中に、ブスケ、リベロールの通訳として活動した。

#### (4) ムーリエ

1876年9月から授業開始し、正則科第2期生のフランス語科目を担当した。1880年4月に病気のため辞職し、帰国した。

#### (5) ヒル

ヒルは明治初年、神奈川県のお雇い外国人であった、アメリカ人法律家である。司法省には、「法律並裁判顧問」として1876年8月から1880年8月まで在職した<sup>63</sup>。速成科第1期生を担当し、「法律の原旨」、「英国普通法」の授業を行った。

---

<sup>62</sup> 手塚（1988）34頁。

<sup>63</sup> 前掲書140頁。

( 6 ) フーク

1877 年 9 月から授業開始し、1879 年に満期退職した。

( 7 ) アリヴェー

1879 年 3 月から 1880 年 7 月までの間、第 2 期生の普通課程を担当した。

( 8 ) アッペール

1879 年 11 月に来日した。ボアソナードおよびブスケの場合は立法事業にも関与したが、アッペールは専任の法学教師であり、その点で、法学校の教育がようやく充実した。フランス語専修中の第 2 期生に対して、法律学の特別講義を行った。その後、第 2 期生、第 3 期生の専門課程を担当し、東京帝国大学法科大学に改組後、第 4 期生の専門科目を担当した。また、速成科第 2 期の専門科目の授業も行った。

( 9 ) ファブル

1880 年 6 月から教師として雇用され、第 3 期生の普通課程を担当した。

( 10 ) ビゴー

1883 年 2 月から、1884 年 2 月まで在職した。

### 3.3. 日本に与えた影響

司法省法学校での教育およびフランス人教師によるフランス法の授業は日本にどのような影響を与えたのか。ここでは、卒業生のその後の活躍と卒業生の人数に着目してその影響を述べたい。

#### 3.3.1. 卒業生のその後

司法省法学校出身者がはじめて法曹界に入ったのは、1876 年、加太邦憲が司法省出仕に抜擢されたのが最初であるが、その後に卒業した者は、正則科と速成科のどちらの出身者であっても、その大半は裁判官、検察官、あるいは司法省本省の事務官として奉職した。

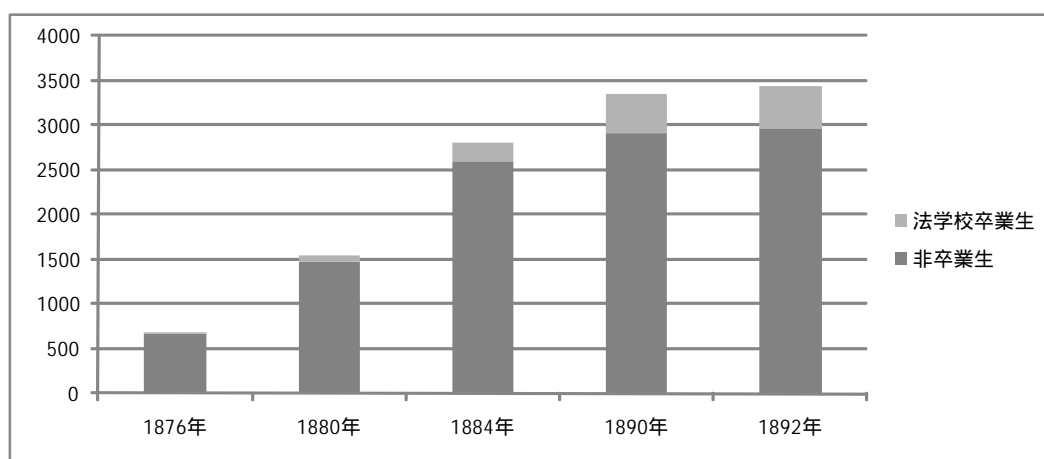
手塚(1988、146 頁以降)によれば、司法省法学校閉鎖後 15 年を経た 1902 年には、司法省に留まった者は全員高等官 5 等以上に進み、大審院をはじめ各裁判所において、いわゆる「3 年生組」、「8 年生組」として大きな勢力を占めていた。同年の大審院の裁判官 25 名のうち、11 名が司法省法学校卒業生であり、大審院検事局 7 名のうち、5 名が司法省法学校卒業生であった。一方、地方裁判所においては、全司法官に対する法学校出身者の割

合は著しく少なく、わずかに 1 割強にすぎなかった。このように、法学校卒業生は、非卒業生を圧倒しながら上級の官職に昇進していった。

### 3.3.2. 卒業生の数について

司法省法学校を卒業した者の数と、司法省法学校を卒業しないで法曹となった者（非卒業生）の関係については、下の図<sup>64</sup>の通りになる。この図によると、確かに、法学校の卒業生は 400 名以上いる。しかし、法学校を卒業していない法曹がむしろ多数であったことは注目すべき点である。

表 3 明治期法曹人口の推移



	1876年	1880年	1884年	1890年	1892年
法学校卒業生	25	72	210	440	475
非卒業生	663	1479	2597	2917	2962

#### (1) 多数を占めた非卒業生

1882 年の刑法・治罪法施行に間に合うように、同年の前後の時期は、急速に全国の裁判所網が整備された時期であった。当然ながら、裁判所という「箱」をつくっただけでは、新たに制定される法律が社会に適用されるわけではなく、そこで法を運用する人もそれぞれの裁判所に配置する必要があった。この必要性については、1872 年に法曹養成を目的とする明法寮が設置されているので、少なくとも、刑法・治罪法が施行されることになる年の 10 年前である 1882 年においては認識されていた。しかし、なにぶん人材の育成には時間がかかる。そこで、明治初期の裁判官・検察官は、西洋法についての教育を受けていなくても自由任用が行われ、このような司法官は特進組と呼ばれた。この特進組が当時の司法界においてどのような役割を果たしたかについては、既存の研究が及んでおらず、本論

<sup>64</sup> 法学校の卒業生については手塚（1988）の各ページを、非卒業生については 1890 年を除いて同書 109 頁を参照して、著者が算出した。1890 年については、官員録を用いて数えた。

文で正確に論じることはできない。ただし、明治初頭においては、従来の慣習・実務を踏襲しながら、裁判をおこなっていたことからすると（前述 2.2.1.(1)）、一方で西欧の近代的な法制度を学習してきた法学校卒業生がおり、他方で伝統的な裁判実務を行う者がいたという状況が存在し、当然そこでは両者の間に衝突が起こったであろう。この衝突こそ、日本が西欧法を自国のものとして定着させ、日本独自の法制度を築き上げていく上での重要な一過程であったと考えられるのである。

#### （２）他の法学教育機関について

表によると、法学校を卒業した者の人数が増えているのと同時に、それ以上の急激なペースで非卒業生の数も増えていることがわかる。では、非卒業生はどこから供給されていたのであろうか。供給源の１つとして考えられるのは、私立の法学校である。ただし、「法律学を教える私立学校の詳細は、私立大学として今日まで存続しているものを除くと必ずしも明らかではない<sup>65</sup>」。そして、私立大学として今日まで存続しているものとしては、前述（2.1.3.(4)）のような学校があるが、最初に設立された東京法学社であっても 1880 年に設立されたことから、刑法・治罪法が施行される 1882 年までに十分な数の卒業生を輩出できたとは思われない。よって、刑法・治罪法が施行されるまでの間に法曹人口を急増させた供給源は別にあると考えるべきであり、いわば「星雲状態」<sup>66</sup>であった、名もなき私立の法学校がその役割を担っていたと思われる。

#### （３）社会からの需要

法曹が急増した要因として、裁判所の整備が進み、そこに配置する人材を確保するためということの他に、社会からの法曹に対する需要が厳として存在した事実を無視すべきではない。司法統計によると、大審院が設置された 1875 年の訴訟および勸解（調停）の新受件数は、大審院 84、第 1 審 323,588、勸解 16,792 であり、1876 年は大審院 146、第 1 審 271,397、勸解 174,329、1877 年は大審院 156、第 1 審 174,772、勸解 658,872 という膨大さである。市民はこれだけ、新たな制度を主体的に選択し、裁判所による紛争解決を望んだのである。

### 3.3.3. フランス法の移植

#### （１）フランス法学の伝播

司法省法学校においてフランス人の教師がフランス法を教授していたことから、当然のことながら、司法省法学校における教育はフランス法の移植に寄与した。具体的には、司

---

<sup>65</sup> 利谷（1965a）893 頁。

<sup>66</sup> 三ヶ月（1982）170 頁。

法省法学校の卒業生がフランス法教育のための法学校を創設し、また、私立の法学校で教壇に立つことで、フランス法学の伝播が起こった。例えば、明治大学の前身である明治法律学校は、司法省法学校の第一期卒業生となった岸本辰雄・宮城浩蔵・矢代操の3名が中心となり、1880年12月に設立、1881年1月に開校した。宮城は刑事法を担当し、岸本は矢代と分担して民事法を担当した。他の科目についても、多くの司法省法学校卒業生が担当した。また、他の卒業生たちは、法政大学の前身である東京法学校の設立を支援し、関西大学の前身である関西法律学校の設立にも関与した。このようなフランス法学の伝播は、後述する民法典論争の1つの極であるフランス法派を形づくることになった。

## (2) 民法典論争へ

1890年、ポアソナードが中心となって旧民法が公布されたが、この編纂に携わった磯部四郎、熊野敏三も司法省法学校の卒業生であった。旧民法の施行をめぐる争われた民法典論争(前述2.3.2.(2))は、結局、「民法出でて忠孝亡ぶ」をスローガンとした施行延期派の勝利で終わった。施行延期派の1つの中心となったのは東京大学出身者からなる法学会であったといわれ、その主張の背景には、旧民法が施行されると日本の法律制度がフランス法への傾斜を決定的に強めるのではないかという、東京大学出身者を中心とするイギリス法派の危機感があった<sup>67</sup>。裏を返せば、それほど、司法省法学校卒業生を中心としたフランス法派の影響力が大きかったといえよう。

---

<sup>67</sup> 三ヶ月(1982)77頁。



## 第4章 カンボジアにおける法曹養成支援

この章では、明治期の日本の経験を踏まえ、その特殊性を探るために、現在行われている法整備支援の事例を挙げる。本論文では、法整備支援の事例の中でも、特にカンボジアの事例を取り上げる。カンボジアにおける、司法制度や司法改革、法曹養成制度、さらにはそれらに対する、日本その他の国、機関からの支援を紹介し、日本の経験との比較検討を行うための資料を得る。

### 4.1 司法制度改革の概要

#### 4.1.1 カンボジアの国と司法制度

##### (1) パリ和平協定以前

カンボジアの歴史は大きく区切ると、先史期、扶南、真臘が栄えたブレアンコール期(1世紀~8世紀)、アンコール朝の開朝から滅亡までのアンコール期(9世紀~15世紀)、フランスの保護国になるまでのポストアンコール期(1431年頃から1863年)、フランス植民地期(1863年~1953年)、フランスからの独立後の現代(1953年~)の6つに分かれる<sup>68</sup>。このうち西欧近代法の影響を受けた時代は、フランス植民地期以降といえる。しかし、1970年から1991年の「カンボジア紛争の包括的政治的解決に関する協定」(パリ和平協定)までの内戦時代に法制度の機能は停止し、法律家のほとんどが殺害されたため、パリ和平協定が締結されるまでは、本格的に、国家機構の確立や市場経済の導入のための法の整備が行われなかった。

##### (2) パリ和平協定後

パリ和平協定後、1993年にカンボジア王国憲法(以下、1993年憲法)が施行された。この時期以降に新たな法体制の導入とその定着を図っており、この点で、日本の明治期の司法制度確立(もしくはその準備)と類似した作業が行われた。1993年憲法は、第11章に司法に関する8ヶ条をおき、司法制度について規定した。その総則規定である第128条は、司法を独立の権力とし、その目的を市民の権利および自由の保障にあるとして、行政訴訟を含むあらゆる訴訟を管轄する司法権を最高裁判所および下級裁判所に賦与した。また、判決を言い渡す権限を裁判官のみに与え(129条)、立法機関および行政機関による司法権の行使を否定(130条)することで司法の地位を保障し、司法官職高等評議会による懲戒を除いては裁判官は罷免されないとして裁判官の身分を保障した(133条)。「司法官職高等評議会の組織および権限に関する法律」(1994年施行、以下、司法官職高等評議会法)によれ

<sup>68</sup> 鮎京(2009)188頁。

ば、同評議会は、国王（議長）、司法大臣、最高裁判所長官、最高裁判所所属検事総長、控訴裁判所長官、控訴裁判所所属検事長、互選により選挙された裁判官 3 名によって構成される（2 条）。同評議会は、司法の権限および組織に関する法律案について国民議会の諮問を受け（10 条 1 項）、裁判官、検察官の任命、異動、昇任、昇格、解任、降格、停職および罷免を国王および司法大臣が出席しない懲戒会議において決定する（11 条～15 条）。また、同評議会の予算は司法省の予算によって賄われる（19 条）。このように司法の独立を保障する司法官職高等評議会法は、構成員に関して司法大臣および司法省の関与が規定されていることから行政による司法への介入の余地を残している<sup>69</sup>。

#### 4.1.2. 司法改革

##### （1）改革の動機

クメールルージュ政権下でほぼすべての法曹実務家を失い、法学教育機関が崩壊したばかりか法制度そのものを失ったカンボジアにおいて、1980 年代における司法の再建は、ベトナム人専門家の下で短期間の法学実務教育を受けたカンボジア人司法官僚がベトナム法を必要に応じて移植することから着手された。1993 年憲法施行後、新たにカンボジア政府が直面した緊急の課題は、憲法に適合的な法制度を構築し、その担い手を養成する、という全面的な司法改革であった。

##### （2）改革の内容

政府は、2000 年に司法改革評議会を、2002 年にはその後継組織として法制度・司法改革評議会を発足させ、2003 年には、基本的権利と自由の保障の改善、法の支配の貫徹を目指す立法作業の近代化、法情報の普及、法曹養成の強化と司法の質の向上、独立した司法の確立に向けた関係法令の整備、代替的紛争解決方法の導入、司法行政能力の向上、からなる司法改革戦略を策定した。2005 年の司法改革実施計画の下では、法律の起草作業、法令のデータベース化、判例集の刊行、裁判官、検察官および弁護士研修機関の設置、商業裁判所の設置準備が短期目標として取り組まれている。

#### 4.1.3. 法整備支援

##### （1）総論

カンボジア政府は上記のような改革の計画を策定しているが、カンボジアでは 1991 年の和平成立以降、数多くの援助機関がさまざまな分野において復興・開発に向けたプロジェ

---

<sup>69</sup> 鮎京（2009）199 頁。

クトに着手している。もちろん、法整備支援もその例外ではない。カンボジアにおける法整備支援の特徴については、以下の3点を挙げることができる<sup>70</sup>。第1の特徴は、援助供与機関（ドナー）が多様なことである。アジア開発銀行などの開発金融機関、国連人権高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）、国際労働機関（ILO）といった国連機関、日本、フランス、オーストラリア、ドイツ、アメリカなどの政府機関に加えて、アジア財団（The Asia Foundation）、アメリカ弁護士会（American Bar Association）といった非政府機関（NGO）が1990年代初頭に相次いで法整備支援プロジェクトを開始した。第2の特徴は、カンボジア側の援助受入機関（カウンターパート）の多様性にある。司法省、最高裁判所はもとより、商業省、経済財政省、内務省といった官庁から大臣会議、国民議会、上院、憲法院にまでおよび、それ以外にも王立経済法科大学、王立経営大学、王立司法学院といった人材養成機関やカンボジア弁護士会も法整備支援プロジェクトの主要な舞台となっている。こうしたことからわかる通り、第3の特徴はプロジェクトそのものの多様性にある。法令起草のための支援は民法、刑法にとどまらず、土地法、人身取引取締法にまで広がりを見せている。

## （2）日本の支援

カンボジアにおける日本の法整備支援は、1996年から始まった予備調査とカンボジア側諸機関との協議結果を踏まえて、1999年から司法省をカウンターパートとして民法典と民事訴訟法典の起草支援を目的に開始された。日本側には、援助実施機関の国際協力機構、外務省、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、大学の研究者からなるワーキンググループが組織された。定期的なワークショップや日本国内での研修を重ねて法律案全体の構成から逐条にわたる議論を続け、条文中の用語を確定するという作業を行った。

日本の法整備支援のアプローチとしては、日本側が法律案を起草して完成したものをカンボジアに引き渡すのではなく、両国の関係者による共同作業による法律案の起草を目指した。こうしたカウンターパートの実質的参加を重視した作業は、単に草案の完成にとどまらず、起草作業の過程でカンボジア側関係者の法律知識の向上や法律案起草技術の移転といった人材養成の側面をも強化することとなった<sup>71</sup>。

プロジェクトの第1フェーズは、民法典草案および民事訴訟法典草案を完成させて終了した。2004年から開始された第2フェーズは、立法手続の支援、関係法令の起草と制度設計支援と並んで、実務家に向けた民法、民事訴訟法の普及セミナーを各地で開催し、2005年からは、裁判官検察官養成校において関連科目の教育支援を行っている。

---

<sup>70</sup> 鮎京（2009）204頁。

<sup>71</sup> 前掲書 205頁。

#### 4.1.4. クメール・ルージュ特別法廷

##### (1) 概要

「カンボジア裁判所における特別裁判部 (Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia)」<sup>72</sup>は、元クメール・ルージュ指導者を裁く目的で、2006年に設立された。この法廷は、暫定的機関であるとはいえ、長期的観点からみれば、現在のカンボジアにおける司法改革や裁判所改革の「モデル裁判」を提示するものとしても期待されている。

クメール・ルージュ特別法廷は極めて特殊な組織運営がなされている。裁判は第1審の裁判部 (Trial Chamber) と第2審の最高裁判所部 (Supreme Court Chamber) により構成される<sup>73</sup>。下された判決は、通常最高裁判所への上訴は認められず、最高裁判所部の審議が最終審となり、それによって下級裁判部の判決が確定される。いずれも合議制を採用し、いわゆる超多数決 (super-majority) 方式で意思決定が行われる。すなわち、第1審では、3名のカンボジア裁判官と2名の外国人裁判官という5名の裁判官が構成する合議体によって、その内4名の合意に基づき判決が出される。第2審では、4名のカンボジア人裁判官と3名の外国人裁判官により構成される合議体が、5名の超多数決方式で判決を下す。つまり、判決を下すには、外国人裁判官のみでもカンボジア裁判官のみでもできないことになっている。外国人裁判官のうち、少なくとも1名からの賛同が必要条件になっている。このように、外国人裁判官の役割は主導的とならないまでも、実質的には裁判の意思決定に対し大きな影響力を持つ。

##### (2) 司法制度に与える影響

カンボジアにおいては、2007年に民事訴訟法典が施行されるまで裁判手続を定める法律は存在せず、判決文を書くことのできる裁判官も少なかった。新民事訴訟法189条は、事実及び争点、そして判決主文と理由を判決書に記載することを定めているが、この適用については法典を公布するだけでは不十分であると思われる。具体的に何を論拠にすれば事実と争点が十分に整理され、一定の説得力ある理由を挙げることになるのかという裁量の判断は、実務的な研修の実施や、日常的に判例を読むことによって培われていく能力といえる。

この点、クメール・ルージュ特別法廷においては、テレビとラジオで裁判のスケジュールや進捗状況が随時に報道されるほか、ホームページに膨大な裁判資料や公判の議事録等が定期的に掲載されている。したがって、情報公開が進む特別法廷の運営は、カンボジア国内の裁判事務の改革に重要な役割を果たすことができるものと思われる<sup>74</sup>。

<sup>72</sup> 本論文では、この法廷を便宜的にクメール・ルージュ特別法廷と呼ぶが、日本語での正式な略称は定まっていない。

<sup>73</sup> カンボジアの通常の裁判は3審制で行われる。

<sup>74</sup> (2)の内容については、2009年6月6日、比較法学会第72回総会におけるコン・ティリ報告「クメール・ルージュ特別裁判とカンボジア司法制度の今後の課題」を参考にした。

### (3) 問題点

特別法廷では、国際標準に則った手続で裁判を進める必要がある反面、被告や関係者の高齢化が進んでおり、健康状態がよくないと訴えている人もいるため、裁判を急がなければならないという要請もある。時間がかかる理由の1つとしては、言葉の問題を挙げることができる。カンボジア人の判事やスタッフが必ずしも英語やフランス語ができるわけではなく、一方国際判事や国連側職員はクメール語ができない人がほとんどである。裁判官会議や法廷の場でも通訳を介した3つの言語、英語、フランス語、クメール語のやり取りが必要になり、非常にややこしく、通訳の正確性の問題もある。その他にもカンボジア人職員による汚職の疑いも指摘されている<sup>75</sup>。

## 4.2. RSJPにおける法曹養成支援

### 4.2.1. RSJPの概要

#### (1) 設立の経緯

カンボジアでは、前述の通り、1975年から79年までのポルポト政権時代に知識階級を中心に大虐殺が行われたため、生き残った法律家は5名程度しかいなかったといわれている<sup>76</sup>。従って、現在のカンボジアの法律家は、外国からの帰還者を除けばほぼすべてポルポト政権打倒後に養成されたものであるといえる。2003年に、カンボジアで唯一の裁判官・検察官養成機関である、王立裁判官検察官養成校(Royal School for Judges and Prosecutors, RSJP)が開校するまでは、カンボジアの現職の裁判官、検察官の大半は法律実務家となるための特段の教育を受けておらず、教師や公務員等の職に就いていた者から任命されていたという<sup>77</sup>。このような絶望的な司法の状況から脱するためにRSJPは設立された。

#### (2) 運営

前述の法制度・司法制度改革において、法制度に関わる人材の育成が重点項目として掲げられ、この計画に基づき、2002年には裁判官及び検察官の新規教育及び継続教育を担う機関として王立裁判官検察官養成校(RSJP)が設立された。これ以降は同校を卒業した者のみが裁判官又は検察官に任命されることとされた。同校は閣僚評議会の監督下にあり、財政的には経済財務省の監督を受ける。

---

<sup>75</sup> (3)については、2008年11月18日、野口元郎・クメールルージュ特別法廷上級審判事の講演会「法と国際協力 クメールルージュ特別法廷の取組」を参考にした。

なお、議事録については、<http://inter.k.u-tokyo.ac.jp/event/event-15.pdf>より参照できる。

<sup>76</sup> 神木(2010)34頁。

<sup>77</sup> 宮崎(2008)28頁。

同校の初代校長には裁判官としての経験を有するキム・サタヴィ女史が任命された。講師としては、15名の非常勤教官及び17名のインターンシップ監督者がいるが、専任講師はいない。これら32名はいずれも裁判官又は検察官であり、校長が作成した推薦名簿に基づき、ソク・アン上級大臣（RSJP理事長を兼任）が任命した。官職職員としては、校長、教務部長、総務部長、それぞれ1名の他、6名の職員がいて、総務、事務局、会計、育成及び国際関係を担当している。それ以外に技術的な支援として、フランスから専門家2名、オーストラリアからのボランティア1名とJICAの代表が1人駐在している<sup>78</sup>。

RSJPは1年間余りの準備期間を経て2003年11月に開校し、入学試験に合格した第1期生55名に対する法曹教育を開始した。試験により選抜された者が50名、政府推薦枠が5名であり、全員法学士の学位を有している。研修生には、月給300,000リエル（約75ドル）が支払われることになっているが、遅配されることもしばしばある。

RSJPは日本でいえば司法研修所から弁護士の養成課程を除いた研修機関といえる。研修期間は2年間であり、プノンペン所在のRSJPで受ける前期・後期研修と、その間に各地の裁判所に配属されて受ける実務研修からなるという点は、日本の従前の司法修習に類似する<sup>79</sup>。

#### 4.2.2.カリキュラム

##### (1) 策定までの経緯

開校前、校長から教官に対し、各自が教授する（あるいは教授できる）科目と時間数を報告するよう指示がなされたものの、教官の一部は、養成校が大枠を示さなければ教授内容を定めようがないとして、明確な報告をしなかった。これは校長と教官の双方にカリキュラムに関する知識や到達目標といった明確なビジョンが欠けていることに起因する。最終的に各教官が担当すべき科目及び時間数のみは開校直前に決定されたものの、研修日程自体はこの段階では確定されず、以後、毎週月曜日午前に開催される教務部の定例会議で、翌週の日程の確定・不確定をチェックし、金曜日午後の会議で翌週の日程がすべて確定したことを確認するといった具合であり、毎週のスケジュールは直前まで確定せず、研修生に対しても研修日程表を配布できなかった。

##### (2) カリキュラムの内容

第1期前期研修第1～2モジュール（2004年11月～2005年4月実施）の研修日程では、第1モジュール（5週間）の実質授業時間（語学、コンピュータ演習、講演、自習、試験及び事務手続を除く）75コマ（1コマは1.5時間）中、カンボジア人教官又は客員講師によ

<sup>78</sup> 官職職員以下の数値は、2004年9月13日におけるサタヴィ報告（ICD news2004.11、36頁）参照。

<sup>79</sup> 宮崎（2009）266頁。

る授業（カンボジア人講師とドナーが共同で行ったものを含む）は 37 コマ（49.3%）、第 2 モジュール（15 週間）の実質授業時間 192 コマ中、カンボジア人教官又は客員講師による授業（同）は 95 コマ（49.5%）であり、約半数の講義がドナーによって行われていることがわかる<sup>80</sup>。

2 年間の養成期間は 3 つのステップに分けられる。ステップ 1 は養成校で 8 か月間受講し、ステップ 2 は裁判所での 12 か月の修習であり、ステップ 3 は 4 か月間の専門修習及び任官である。この間に教えられるのは、裁判技術、裁判官の仕事、法曹倫理、司法に関わる社会の諸問題、外国語及びコンピュータである。ステップ 1 は教育プログラムが 4 つのモジュールに分かれている。モジュール 1 では、特に、法曹界に関する一般的知識を学生に教えている。モジュール 2 では、裁判所の所在及びその権限について教え、モジュール 3 では、裁判官検察官の職業における技術を教えている。モジュール 4 では、裁判官検察官の必要としている様々な専門知識を教えている。すなわち、最初は一般教養教育から始まり、だんだん詳細の技術を教え込むようにしている。裁判所での修習は学生が研修教官の管理下において、裁判所での仕事を見ることができ、また、参加する機会が与えられる<sup>81</sup>。

### （3）問題点

#### ア、常勤教官の不在

RSJPには常勤の教官おらず、いずれも裁判官や司法省職員という本来の職務を持った非常勤教官である。常勤教官がいなければ、講義の準備や教材の作成に十分な時間をつぎ込むことはできず、ドナーから提供される情報の蓄積もうまく行われぬ。また、RSJPの行う教育の大きな方向性、カリキュラムの改善の方向性、教材の作成方針等については、できるだけ早くカンボジア側で決められるようになるべきであり、そのような事項の審議、決定機関として、例えば、RSJP校長主催の教官会議を設けるべきと思われる<sup>82</sup>。日本側からの働きかけにより、2008 年 6 月にこれが一度開催されたが、教官の多忙さのため、教官全員の参加は得られず、その後も開かれない状態になっている。

#### イ、カリキュラムの脆弱

前述したとおり、開校前には、科目名と時間配分が定められたにすぎず、その内容や構成については全く検討されないまま第 1 期生前期研修が開始された。その結果、教官やドナーの申し入れに応じ、頻りにスケジュールが変更され、更には、途中で予定が変更されるなどの混乱を招いており、教官の中には、準備不足のまま講義を行うことを余儀なくされた者もあった<sup>83</sup>。実際に講義を担当した教官からは、周到なカリキュラムの策定が必要との声のほか、教官間で意見交換の場を持ち、教えるべき事項についての共通認識をはぐくみたいとの意見もある。これは、カンボジアにおいては、特に民事手続に関する法令が整

<sup>80</sup> 三澤（2004）7 頁。

<sup>81</sup> 前傾サタヴィ報告。

<sup>82</sup> 宮崎（2008）。

<sup>83</sup> 三澤（2004）8 頁。

備されていないため、裁判所ごとに実務が異なるのが実情であり、それをそのまま教授したのでは研修生の混乱を招くとの理由からである。

#### ウ、教材の不足

カンボジアにある大学の法学部では、いずれも民法、民事訴訟法等についての十分な教育が行うことができていないため、RSJPにおいてこれらの基礎科目を最初から教えなければならぬ。しかし、これらの科目についてでさえ、教材が不足しているのが現状である。今後作成が必要な教材の候補としては、民事執行、民事保全手続マニュアル、民事訴訟・民事執行・民事保全の各手続を進める上で必要な書式例集、民法・民事訴訟法・民事執行・民事保全に関する一問一答集、などを挙げるができる<sup>84</sup>。

教材については、作成方法をどのようにすべきかについても問題となる。つまり、既存の外国の法律教材に必要な修正を加えつつ翻訳していけば、質の高い教材を比較的短い期間で作成することが可能である一方で、完成した教材をいきなり渡しても RSJP 教官らが十分に理解できず、講義において使いこなせない危険がある。他方で、カンボジア側に作成を任せると、法律全体を完全に理解しているわけではない状態で一から教材を作成するために、内容に間違いがあったり不足があったりすることが避けられないし、体系的な内容のものができないという欠点がある。また、日本側とカンボジア側の共同作業で行う場合は、作業過程でコミュニケーションをとるための通訳と翻訳の労力が極めて大きくなり、すべての教材についてこの手法をとることはできない。

### 4.2.3. ドナーの関与

#### (1) 支援の現状

RSJP は、開校前である 2003 年 8~9 月、各ドナーに対し、養成校に対する支援の可否とその内容を問い合わせる質問表を送り、多数のドナーからの支援の申し出を得た。同年 9 月 30 日の時点で、フランス(刑事法分野)、JICA(民事法分野)、ADB(土地法)、GTZ(女性の人権、特にドメスティックヴァイオレンス、人身売買)、UNICEF(子どもの人権、少年司法)、ILO(労働仲裁手続)、EU(WTO 関連)、WB(司法改革)、AUSAID(警察、行刑)、UNHCR 等が支援を申し出、多数のドナーが様々な形で養成校を支援している。上記のうち、RSJP に専門家等を派遣しているのは、フランス、JICA、オーストラリアである。

フランスは RSJP のトップドナーであり、開校に当たり施設改築を支援したほか、その後も人件費の一部等の財政支援を行っている。支援の中心はミシェル・ボニユー氏(裁判官)であり、同氏は開校前である 2001 年から校長のアドバイザーを務めるとともに、理事会発足後は招聘理事に選任され、開校前後には教務部長的な立場でカリキュラム策定に携わり、更には、前期研修中、1 週間に 2 回程度(各 3 時間)の割合で、研修生に対し、司法

<sup>84</sup> 宮崎(2009)267頁。



制度及び刑事法の基礎を教授してきた。

また、オーストラリアからは、コースアドバイザーとしてジョージア・ハリー女史（弁護士）が、2003年9月から2004年7月までの1年間、RSJPに常駐し、開校直前から、その運営及び事務遂行を支援している。同女史は、実質的にドナー間調整やカリキュラム実施などを引き受けており、事実上、RSJPの職員さながらに活動している<sup>85</sup>。

## （２）日本の支援

JICAによるRSJPへの支援は、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」として2005年から実施されている。フェーズ1が2005年11月10日から2008年3月31日までで、フェーズ2が2008年4月1日から2012年3月31日までとなっている。

### ア、カリキュラムの策定

プロジェクト期間中、RSJP2期・3期の講義が実施されたが、1期と比較し、講義内容は大きく改善された。具体的には、1期では講師に時間を当てがい、自由に講義を担当させていたため、講義間にトピックの重複があり、場当たり的と言わざるを得なかった。2期では、あらかじめRSJP校長及び教官らをメンバーとする教官WGで、民事科目に割り当てる総時間数を確認し、必要な科目・トピックを抽出し、効果的な教育のための講義順番も検討した後、各科目に時間を配分し、担当講師を決定するという方法を提示し、カリキュラムを決定した。3期、4期もこの方法を踏襲して、内容の改善を進めており、カリキュラムの策定・改善という技術が一定程度定着したといえる<sup>86</sup>。

### イ、教材の作成

フェーズ1においては、民事第1審手続マニュアル、民法レジュメ、事例演習、模擬記録等、各種の教材について作成支援が行われ、実際の講義においてほぼ活用された。民法・民事訴訟法の講義レジュメについては、RSJP教官らが講義で自ら使用するものであるため、まずは自ら作成してもらい、日本側ができる範囲でコメントするという形をとっている。他方、民事執行、民事保全の教材については、特にカンボジア側の知識が不足しており、自ら作成することは難しいが、そうかといって日本側で作成しても使いこなせない危険が高いため、共同作業の手法を用いている。つまり、現在ほぼ完成しつつある民事保全マニュアルについては、これまで日本人現地専門家がマニュアルの内容を踏まえた講義をし、それをノートにとるという形でカンボジア側に原案を作成してもらい、また、民事保全模擬記録についても、日本の書式例を示してそれにカンボジアの従来書式を取り入れつつ事案にあてはめるという形でカンボジア側に原案を作成してもらい、いずれも最後に日本側で手をいれるという形で作成作業を進めた<sup>87</sup>。

---

<sup>85</sup> 三澤（2004）。

<sup>86</sup> 柴田（2006）。

<sup>87</sup> 宮崎（2009）。

## ウ、教官の育成

RSJP教官の大半は、民法・民事訴訟法起草WGメンバーであり、本プロジェクト開始前から民法・民事訴訟法に対する理解を有していたのであるが、プロジェクト期間中に実施したセミナーやWG活動を通して能力はより向上した。教官候補生についても、WG活動・セミナー・本邦研修を実施し、能力が向上された<sup>88</sup>。

### (3) RSJP 支援の問題点

#### ア、ドナーに依存した運営

RSJPのサタヴィ校長は各ドナーに積極的に支援を要請する意向を持っており、RSJPに対するドナーの関与は大きい。しかしながら、各ドナーが相互に連携しているとは言い難く、それぞれの関心分野につき総花的に支援がなされている。他方、RSJPに法曹教育に関する知識や方向性が欠落しているため、ドナーの申し入れのうち「よさそうなもの」を場当たり的に取り入れており、ますます学校としてのカリキュラムの体系性を失う結果となっている<sup>89</sup>。第1期前期研修においては、サタヴィ校長がミシェル・ボニユー氏及びジョージア・ハリー女史の助言に従って大綱を定め、それに従ってハリー女史が各ドナー及び教務部を調整しつつ実現化のための事務作業を行った。その後もドナーが主催してWGやセミナー、RSJP幹部会議を実施しており、いまだ自立的な運営が行われていない<sup>90</sup>。

#### イ、常勤教官の確保

RSJPには常勤の教官が存在せず、いずれの教官も司法省職員や最高裁判事等と兼任している。そのため、予定の講義に出席できず、また、新しい教材作成にじっくり取り組むことができる教官もいないという状態に陥った。そこで、多忙でRSJPに来ることができない教官の穴を埋めるため、2006年3月ころから、教官候補生としてRSJP1期卒業生を中心に7名を選抜し、彼らを対象に日本人現地専門家が毎週1回セミナーをするなどして集中的に情報提供を行った。2008年4月から、1つの講義に教官と教官候補生を1名ずつペアで担当させる仕組みを採用し、教官が多忙で欠席する際には教官候補生が代わりに教壇に立つようになった<sup>91</sup>。

## 4.3. LTCにおける法曹養成支援

### 4.3.1. LTCの概要

#### (1) 設立の経緯

ポルポト政権時代、弁護士もまたほぼすべて虐殺され、現在のカンボジアの弁護士は外

<sup>88</sup> 柴田(2006)。

<sup>89</sup> 三澤(2004)9頁。

<sup>90</sup> 柴田(2006)。

<sup>91</sup> 宮崎(2009)269頁。

国からの帰還者を除けば、ポルポト政権打倒後に養成されたものである。ただ、ポルポト政権打倒後も内戦があったため、弁護士が養成されるようになったのは、弁護士の養成方法や地位に関する弁護士法が 1995 年に制定されてからのことである。その後、1995 年から 1997 年にかけて主としてアメリカの支援を受けて年間 30~40 名の弁護士が輩出されていたが、1997 年の政変をきっかけとしてアメリカが支援を中止したため、いったんは組織的な弁護士養成は途絶えた。その後、2002 年に新たに弁護士養成校（Lawyers Training Center: LTC）が設立され、それ以降は年間 50 名程度の弁護士が輩出されている。

## （２）運営

カンボジアにおいて弁護士となるためには、原則としてカンボジア弁護士会理事会の下に位置づけられている LTC における 2 年間の教育を経る必要がある。また、弁護士養成校への受験資格は大学法学部卒業であることから、結局弁護士となるためには、大学の法学部を卒業しなければならないことになる。2009 年（第 10 期生）は 100 人程度の受験生から 35 名程度が入学を許されている<sup>92</sup>。約 3 倍の競争率である。

LTC は設立以来、アンエントン元弁護士会会長が校長を務めている。LTC に専属の教官はおらず、司法省職員や裁判官、弁護士が彼らの本来業務を行うかたわら LTC で教鞭をとっている。LTC に対しては、JICA や USAID、フランス、カナダ、UNDP、UNICEF、国境なき弁護団などの外国のドナーも協力を行っており、一定時間の特別講義などを行っている。

## （３）運営上の問題点

LTC は制度的に毎年度一定数の弁護士を輩出し近年弁護士人数の大幅な拡大を行うことには成功しており、これはカンボジア弁護士養成の 1 つの大きな成果であるとはいえる。しかしながら、このような弁護士人数の大幅な拡大がカンボジアの人権保障のために役立っているか、あるいは今後も役立っていくかという点に関して言えば、LTC を取り巻く以下のような問題が山積していることから疑問を抱かざるをえない。

すなわち、まず LTC が組織の運営上、自律性が確保されていない。LTC は組織上カンボジア弁護士会理事会の監督を受けることになっており、LTC のカリキュラム内容の決定から、各科目の教授の任命まで細かくカンボジア弁護士会の理事会の決定を必要としている。弁護士会理事会が適切にこの権限を行使せず、しばしば LTC の円滑な運営が阻害されている<sup>93</sup>。

また、資金面では、LTC の運営費の 100% がドナーからの支援で賄われており、LTC の自主財源は確保されていない。支援しているドナーは、再三カンボジア弁護士会に自主的に運営するよう働きかけているが、ドナーからの援助がなくなった後の財源については目

---

<sup>92</sup> 神木（2010）34 頁。

<sup>93</sup> 前掲書 36 頁。

途が立っていない。

さらに、汚職の問題も弁護士養成に悪影響を及ぼしている。すなわち、訴訟でも勝訴のためには裁判官に対する賄賂などの働きかけが重要であり、勝つべきものが勝てないこのような裁判実務の現状は、弁護士に民事訴訟・民法の理論についての理解を深めさせる動機付けを弱める結果となっている。

#### 4.3.2. カリキュラム

##### (1) 授業内容

開校してから3期目の2004年9月から2005年8月までの授業内容は以下の通りである<sup>94</sup>。

行政法(24時間) 人権、NGO法(30時間) 民事手続における弁護士の活動(80時間) 刑事手続における弁護士の活動(50時間) 刑法(50時間) 民法(50時間) 弁護士倫理(30時間) 法廷における検察官の役割(24時間) 労働法(26時間) 刑事訴訟手続(40時間) 契約作成(20時間) 商法(30時間) 会計学(15時間) 税法(15時間) 倒産法(16時間) 家族法(20時間) 不動産法(40時間)  
、から順に授業が開始され、およそ3,4科目が同時に進行し、1つの科目は1,2か月で終わるペースで実施された。

##### (2) 問題点

LTCには専任の教官がおらず、授業が安定して提供されているとはいえない。教官として授業を行うのは、司法省の次官や裁判官、現役の弁護士などで、彼らはRSJPや大学の教官を掛け持ちしているため、しばしば予定された授業を欠席し休講となることがあるが、教官は完全な売り手市場であるのでこのような休講や欠席を防止するために有効な手段をとれていない<sup>95</sup>。

#### 4.3.3. 日本による支援

##### (1) 日弁連による支援から JICA プロジェクトへ

日本弁護士連合会(日弁連)は、2001年から2002年にかけて、JICAの小規模開発パートナーシップ事業の枠組みで、カンボジア王国の弁護士に対する継続教育セミナー(民事訴訟法及び弁護士倫理に関するセミナー)を実施していた。その縁があり、当時のアン・

<sup>94</sup> 日本弁護士連合会(2006)21頁。

<sup>95</sup> 神木(2010)。

エン・トンカンボジア王国弁護士会会長およびブン・ホン事務局長から弁護士養成校の設立についての協力の要請を受けた<sup>96</sup>。2002年に日弁連のプロジェクトが開始するまでは、カンボジア（人口約1100万人）では登録弁護士が250名で、実労数が約180名程であったことから、法の支配の実現の観点から、弁護士の養成が急務であった。

このような状況の下、日弁連は上記の申請を受け、JICAの開発パートナーシップ事業としてカンボジア王国弁護士会プロジェクトが立ち上がった。このプロジェクトは、LTCの設立・運営、弁護士継続教育の体制整備、ジェンダー問題に関する弁護士トレーニング、法律扶助制度の構築、を活動の柱とし、2002年9月から2005年8月まで行われた。

このプロジェクトによってLTCが設立され、毎年50～70名の卒業生が輩出される仕組みが整備されたが、LTCの運営及び同校における教育の質の改善（教材の整備、教員の能力向上等）という課題に継続して取り組む必要があった。そこで、カンボジア弁護士会は2004年にJICAの支援を要請した。これに基づき、2007年6月から2010年6月の期間において、JICAの「弁護士界司法支援プロジェクト」が実施されている。

## （2）設立支援

什器備品等は予算内で消化したが、後にコンピュータの追加が必要となり、その一部は東京弁護士会法友全期会の寄付で賄った。また、優れた人材をLTCのスタッフとして確保することはプロジェクト成功の鍵であったため、各スタッフの採用面接に立ち会い助言を行った。さらに、LTCの各種規制・ガイドラインは学校の基礎であり、この内容について助言を行った。

## （3）運営支援

公正な入学試験となるように、試験マニュアルの作成を支援し、実際の試験に当たっては監視を行った。授業科目の決定にあたっては、しっかりとした訴訟実務を身につけるために、日本の司法研修所に習い、訴訟実務を中心とした。そのため、例えば民事訴訟法関連では、「民事訴訟法」、「民事手続における弁護士の活動」、「法廷における検察官の役割」といった授業を十分に設けた。また、日弁連による特別講義も設けた。そして、これらの授業科目をどのように配置するかについて助言した。

## （4）養成方法・内容の支援

質の高い講義を実現するために、民事訴訟法のモデルシラバスを含む講義マニュアルを作成して、各教授に配布した。また、本プロジェクトのメンバーがカンボジアに渡航する都度、可能な限り教授らと面談し、LTCの現状や、カリキュラムや講義内容、学生の学習意欲等について聞き取りを実施した。さらに、LTCのスタッフに対して、日本で8日間の

<sup>96</sup> 日本弁護士連合会（2006）1頁、以下の支援内容についても同書18頁以下を参照。

研修を実施した。この本邦研修には、 JICA 訪問、 ロースクール見学、 司法研修所見学、 東京地裁見学、 法律事務所訪問、 が含まれていた。

#### 4.4. 法曹養成支援がカンボジアにもたらした影響

##### (1) 養成校卒業生のその後

カンボジアの法曹養成制度は、裁判官・検察官と弁護士の養成校が分かれているため、RSJP を卒業した者は裁判官または検察官となり、LTC を卒業したものは弁護士となるのが基本である。RSJP の第1期卒業生 55 名は、36 名が裁判官に、19 名が検察官に任官されている。一方、LTC からは毎年、60 名前後の弁護士が輩出されていることになる。

##### (2) 法曹人口の拡大

RSJPとLTCに対する支援はカンボジアの法曹人口を拡大させるという影響を及ぼしている。毎年度およそ 60 名または 120 名の卒業生を輩出する組織ができあがったことで、カンボジアの法曹人口は確実に増えている。次の図<sup>97</sup>を見ればわかる通り、2002 年にはRSJP とLTCを卒業していない法曹人口がおよそ 420 名であったが、2009 年にはその数をRSJP とLTCの卒業生数が上回る結果となっている。そして、近い将来、2つの養成校出身者がカンボジアの法曹の多数派を占めるようになり、カンボジアの司法を支えていくことは容易に予測できる。もっとも、このインパクトは数値のみから読み取れるものであり、実際に養成校の卒業生がカンボジア司法の改善・発展に寄与しているかどうかについては、なお検証を要する。民事訴訟法について、各規定についての解説及び教科書が既に作成・配布されているものの、これらの資料を十分に読みこなせる人材は限られており、かつ、そういった人の多くは司法省次官等の要職について、裁判実務から離れてしまっている。なので、2007 年に適用が始まった新民事訴訟法がカンボジアの裁判の現場で使いこなされているとは必ずしも言い切れない、といった報告もある<sup>98</sup>。

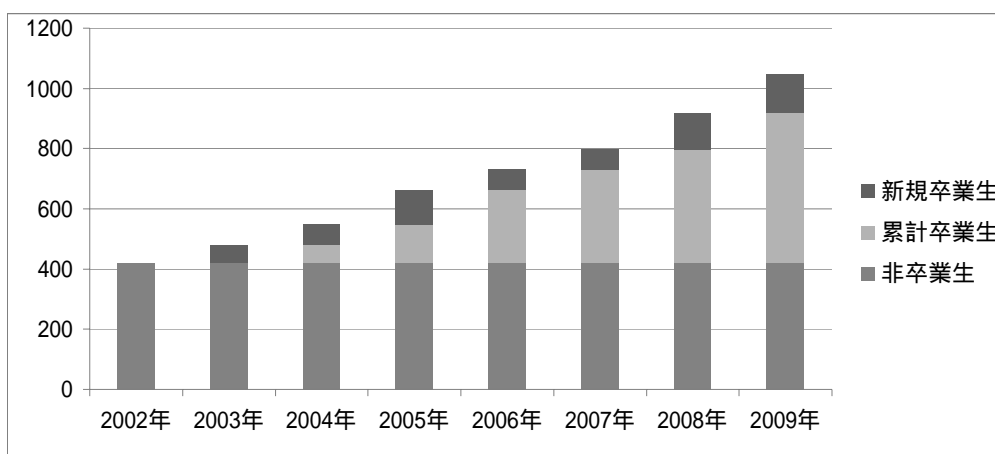
---

<sup>97</sup>新規卒業生はその年にRSJPまたはLTCを卒業した人数、累計卒業生は前年度までにRSJPまたはLTCを卒業した人数、非卒業生はRSJPまたはLTCが開校される前からのカンボジア国内の法曹資格者数を、それぞれ表す。

なお、図の数値については、LTC の卒業生数は神木論文と宮家報告、RSJP の卒業生数は柴田論文、非卒業生数は柴田論文と日本弁護士連合会（2003）を参照して筆者がまとめた。

<sup>98</sup> 宮崎（2008）。

表 4 カンボジア法曹人口の推移



	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
新規卒業生	0	59	69	115	67	67	123	127
累計卒業生	0	0	59	128	243	310	377	500
非卒業生	420	420	420	420	420	420	420	420

## 第5章 日本とカンボジアの比較

ここまで、日本の明治初期およびカンボジアにおける、法曹養成機関に対する支援についてみてきた。この章では、今までの議論を踏まえて、2つを比較し、その異同について検討する。

### 5.1 時代背景の比較

#### (1) 国際協力の概念

まず、2つの法移植の事例は100年以上の時の隔たりがあり、時代背景の違いに留意する必要がある。例えば、明治初期の時代には、今日において言われる「国際協力」といった概念は存在しなかった。この「国際協力」という語については、ここでは「国籍の異なるアクターが、それぞれの最終的な目的は異なっても、あることを達成するのに一緒に努力すること」<sup>99</sup>と定義したい。この概念は、20世紀の2度の大戦を経て、国際連合の設立とともに誕生した。

そして、この概念の有無は次の意味において、明治期日本とカンボジアの事例の相違点を提供する。すなわち、明治期日本の法移植は「国際」とは言えない。つまり、ポアソナードらの日本に対する援助というのは、国対国の援助というよりはむしろ、日本がポアソナード個人と契約し、援助を要請したのであった。この点、カンボジアのRSJP・LTCに対する日本の支援は、その端緒が個人的な支援であったとしても、現在では政府機関が中心となって、日本が国として支援を行っている。

#### (2) 資金負担の配分

時代背景の違いとして、援助に関する資金をどちらの側が負担するかという点も、明治とカンボジアでは異なる。明治期の日本では、お雇い外国人の給与等を被支援国たる日本が負担していたのに対し、カンボジアでは専門家の派遣や支援に必要な機材の購入等について、援助国たる日本が負担している。このことは、国際協力概念の有無による帰結ともいえる。そして、資金を負担するかどうかは、次に述べる自立性の醸成の程度に差を生じさせるだろう。なぜなら、被支援国が資金を負担する場合、当然、自らの支出に見合う援助を取捨選択するはずであるからである。

---

<sup>99</sup> 高木(2004)29頁参照。



## 5.2. 被支援国の自立性の比較

明治初期の日本とカンボジアの事例を比べたとき、被支援国の外国からの働きかけに対する対応に差がある。つまり、明治期においては、法曹養成機関の構想から、カリキュラムの策定、外国人教師の選択に至るまで、日本側が主導して決定を行っていた。これに対し、カンボジアでは、しばしば支援の企画・構想の段階からドナーとの協議が行われ、ドナーの意向が支援の内容に反映されることが多い。以下、この特色が顕著に現れた具体例を2つ挙げる。

1つ目に、ボアソナードは、当初、日本の法学校において校長、あるいは主任教師といった法学校の指揮役に就くことを希望していた<sup>100</sup>が、司法省法学校には終始一貫して校長の職が置かれず、所管の局課長がその職を實際上果たしたにすぎなかった。この点、手塚(1988、31頁)は、「外国人教師が校長の地位をねらうのを避けるための考慮によるのかもしれない」としている。また、明治政府の自立性について、梅溪(2007、248頁)は、「かれら(お雇い外国人 著者注記)は、あくまでも助力者であり、助言者(helper)であったもので、それ以上のものではなかった。政策決定の主導権は、明治新政府の指導者たちが、堅く維持したところである。」と述べている。

2つ目にカンボジアの例を挙げると、LTCに対する支援は、構想の段階から日本が深く関与し、設立支援を行った。そして、設立後もスタッフの採用面接に立ち会い、LTCのガイドラインの策定に助言を行うなどを行っている。また、法整備支援に関しての予算も基本的に日本等のドナーが負担している。この状況では、ドナーから予算が減少しないよう、ドナーの様々な提案に対して拒否あるいは意見を述べることを躊躇してしまっても無理はない。

## 5.3. 養成機関卒業生数の比較

図2と図3を比較してみると、それぞれの法曹養成機関が司法の分野に与えたインパクトに違いがあることがわかる。つまり、司法省法学校の卒業生数は1892年の段階で法曹全体の2割にも満たないのに対し、カンボジアのRSJP・LTCの卒業生数は2009年の段階で法曹全体の半分以上を占めている。

この違いからは、どのような意味を読み取るべきであろうか。量的側面のみに着目すれば、カンボジアの2つの法曹養成機関が及ぼすインパクトのほうが大きいということが言える。よって、RSJP・LTCにおける事業の方が、司法省法学校よりも法移植に寄与した程度が大きかったと結論づけることも可能だろう。しかし、ここで無視すべきでないのは、むしろ明治期日本の非卒業生数の多さで、この非卒業生たちの役割に積極的な意味づけを

<sup>100</sup> 手塚(1988)26頁。

することも可能だと考える。すなわち、明治期の非卒業生たちは、西欧近代の法学教育を受けていないばかりか、体系的な法学教育を経験していない者たちも含まれており、この非卒業生たちが日本固有の慣習や文化<sup>101</sup>といったものを、新たに輸入された西欧法とうまく適合させるような役割を担ったと考えることができる。カンボジアにおいて、法律家の大虐殺がなされ、人材不足が喫緊の課題であり、裁判所の腐敗が蔓延している状況を鑑みると、明治初期に急速に裁判所網を全国に張り巡らせ、まがりなりにもその大量に出現した裁判所に配置する裁判官・検察官を確保できた、という点は日本に新たに輸入された司法制度を定着させるために重要であったと思われる。大量に出現した地方の裁判所に配置されたのは、司法省法学校の卒業生ではなく、法学教育をまともに受けていない非卒業生たちだったのである。

もっとも、このことから司法省法学校が果たした役割を必要以上に低く評価すべきではないだろう。司法省法学校正則科第 1 期生はいずれも明治、大正の司法界、学界、他の官界ではなばなしい活躍をした人々であり、また、その後の卒業生も大審院や司法省上級職を占め、「3 年生組」「8 年生組」として大きな勢力を占めていた。少数の法学校卒業生たちが、非卒業生たちを出し抜いて出世し、フランス法学に裏付けされた新しい法理論を裁判実務に適用していく過程には、固有の慣習・文化と、(西欧がいうところの) 普遍的な法概念の衝突があったに違いない。ただし、ここでもう一度カンボジアの状況を思い起こせば、深刻な人材不足から、「衝突」を起こすこともままならず、それ故、固有の慣習・文化と普遍的概念との狭間の中で、どこにカンボジアの司法制度を落ち着かせていけばいいのかといった議論ができにくい状況にあると推察できるのである。利谷(1965、30 頁)によると、治罪法・刑法が施行されるまでの時期においてすでに、「膨大な外国法律書の翻訳がなされ」、「訴訟必携その他の通俗法律書のおびただしい刊行」が市民社会の中で行われていたとされ、このような日本の状況と、現在のカンボジアの状況の格差は大きいものと認識せざるをえない。

#### 5.4. 支援期間の比較

明治期、西欧法に通じる近代的な法曹を生み出すために設けられた養成機関は、1872 年に明法寮が開校してから、1892 年に正則科第 4 期生が東京帝国大学法科大学を卒業するまで、20 年にわたって存続した。これに対して、カンボジアの法曹養成機関は、RSJP の開校から 6 年、LTC の開校から 7 年を経過したにすぎない。現段階ではまだその役割を終えたとはいえない。ましてや、前述したように、司法省法学校とは異なり、RSJP・LTC はカンボジアの法曹の多数を輩出する養成機関であることを考えると、その果たすべき役割は重要である。もっとも、司法省法学校がフランス法移植のための過渡的な養成機関であっ

<sup>101</sup> 前述した 2.2.1.(1) を参照。

たことと比較すれば、RSJP・LTC は、日本の司法研修所に対応する、カンボジアの法曹を養成する永続的な機関であるので、役割を終えたからといって廃校になるわけではあるまい。よって、もし法整備支援の出口戦略として支援期間に制限を設けるならば、廃校までの期間ではなく、外国の支援の期間はいつまで続くかを考えなければならない。この点については、未だに、RSJP・LTC の常勤教師を確保することに問題を抱えている状況であるので、カンボジア人の手によって自立的に 2 つの機関を運営していくまでには、まだ相当の時間がかかると予想される。さらには、養成校の予算を確保するために、政府の収入が増加すること、ひいては、さらなる経済発展が待たれることから、ドナーの側も長期的な視野をもって支援を続けるべきだろう。

## 第6章 結論

### 6.1. 法整備支援に対する示唆

最後に、第5章で行った比較検討の中から、法整備支援を行っていく上で特に注目すべき点を2点あげ、これをもって法整備支援への示唆としたい。

#### (1) 被支援国の自立性を醸成する

比較の観点からみて、決定的な差と考えられるものは、2つの養成機関の自主性、自立性の程度の差である。本論文で採用した時期区分である、法体制準備期は明治維新から約20年間であり、この後に大日本帝国憲法が公布され、民法典論争も起きた。司法省法学校が閉鎖されたのも明治20年(1887年)のことであった。これまでに日本独自の司法制度を一応は整え、日本が自立的に司法制度を運用するようになったといえる。

法整備支援の対象国に対しても、20年程度の期間を念頭に置き、法整備支援の出口戦略を策定すべきではないだろうか。そして、その出口戦略の要となる点は、対象国の自立性をいかに醸成するか、である。具体的な方法として考えられることは、段階的に支援にかかる予算を被支援国の負担とするように移譲させていくことである。この観点から気になる点は、カンボジアに対する法制度整備プロジェクトの予算がフェーズを追うごとに増えている点である。JICAの行っている事業評価調査結果要約表によると、裁判官・検察官民事教育改善プロジェクトのフェーズ1(協力期間2年半)は1億1250万円であったのに対し、フェーズ2(協力期間4年)の事前評価における予算は2億8000万円と増えている(年間4500万円から7000万円に増加)。また、法制度整備プロジェクトにおいては、フェーズ2(3年間)が約1億4000万円だったのに対し、フェーズ3(4年間)では約3億9000万円の予算となっている(年間約4700万円から約9750万円に増加)。法制度整備プロジェクトフェーズ3の事前評価表には、自立発展性の項目において、「予算措置体制も含めて財務面での自立発展性を改善する必要がある」と述べられているが、まさにこのことをカンボジアの司法の状況を見極めながら、実行に移していくべきと考える。

#### (2) 固有の文化・伝統の連続性

日本の経験から、司法省法学校の卒業生たちがフランス法の移植に寄与したと同時に、多数の非卒業生たちが法実務を支えていた現状が明らかになった。この経験から、法整備支援に対する示唆としていえることとしては、支援担当者が漸進主義的発想を持つことと、被支援国固有の文化・伝統・慣習に思いを致すことではないか。

明法寮を開設する構想の段階では、100名の入学生を確保する予定であった。この計画が実施されたとすれば、当時の法曹人口がおよそ400名前後であったことから、卒業生が法曹全体の中で占める割合と司法に与えるインパクトは相当なものになったはずであるが、実際には予算の制限等で20名の入学者数となった。さらに、早期に大量の司法官を養成す

るために設けられた速成科であっても、第1期の入学者は50名であり、速成科設置の時期の法曹人口は500名から600名前後に増え続けていたことを考えると、法曹人口の拡充に貢献した程度は低かったと言わざるを得ない。このような経緯からすれば、法整備支援のうち、少なくとも人材育成の側面においては、急激な拡充ではなく、漸進的な変革を目指すという選択肢は十分に検討すべきといえる。また、このように、段階を踏むことで、被支援国固有の価値・概念と輸入されるグローバルな価値・概念を、被支援国自らがすり合わせる猶予を確保できるだろう。もちろん、ドナーの側で被支援国の文化や伝統といったものを調査することは大切ではあるが、被支援国自身が自らの固有の文化を模索し、意識的に発見することの方がより重要と考える。

## 6.2. 今後の課題

本論文では、法曹養成機関への法整備支援について焦点をあて、論じてきた。この過程においては、大久保(2005、9頁)がいう「比較近代法史的検討」を念頭において考察を行った。しかし、残された課題はまだ多い。「お雇い外国人法律家の起草(ないし関与)、法律用語・法文の『翻訳』および新語造出の問題」、「裁判所制度の整備、固有法(慣習法)の取り扱い、法の二重構造の現出、伝統社会の変貌ないし崩壊の進行等々」である。これらの問題を各国の法制史で検討することは、当該国への適切な法整備支援を行う上で重要である。なぜなら、明治期の日本を見てもわかるように、法移植の過程はその国の法制史の一大画期をなし、現在行われている法整備支援の過程もまた、被支援国の法制史上、重要な変革期になること、間違いないからである。

法曹養成支援に関しても、残された課題がある。法曹養成機関の授業内容まで踏み込み、裁判実務への影響まで検討できれば、法曹養成支援の意義、影響の考察に資する。法の担い手を創出することはいかにしてなしうるか、そしてその社会的役割を時代の要請とともに変容させることはいかにして可能になるかという課題は今後とも考えていきたい。ポアソナードが来日して早々、法曹養成に関与し、並々ならぬ情熱をもって授業に臨んだ、その真意に思いを馳せねばなるまい。三ヶ月博士もその著、『法学入門』で次のように述べている。

「どのような壮麗な規範が存在したとしても、またどのような強力で整備された法運用の仕組みが設けられたとしても、それを動かす人間が、法の理念をわきまえることなく、ひたすら自己の利益や権力者の思惑に引きずられて法を運用するだけだとしたら、決して社会正義の実現という法の目的を達することはできないはずである。逆に、もしこの法を動かす人間が、法の理念・使命を自覚し、それを実現しようとする使命感と情熱をもっているならば、かなり時代遅れとなった法規範を操るとしても、

また、どのような貧弱な物的施設の中でそれが行われるとしても、法が正義の実現に奉仕する度合は高まり、ひいて、その社会での法に対する信頼も深められていくことになる。その意味においては、法を動かす人間がどのような者かということは、実は、法の最も切実な関心事であるというべきである。」

付録資料

表 5 明治初期の年表

西暦	明治	本論文に關係する出来事	その他の主な出来事
1868	1		明治改元
1869	2		版籍奉還
1870	3		新律綱領
1871	4		廃藩置県、司法省設置
1872	5	明法寮開校(11月)	司法職務定制
1873	6	ポアソナード来日	改定律例
1874	7		佐賀の乱
1875	8	明法寮廃止、司法省法学校開設	大審院設置
1876	9	1期卒業(20名、5名は留学、9月)、2期入学(104名)	代言人規則
1877	10	速成科1期入学(50名)	西南戦争
1878	11		
1879	12	速成科1期卒業(47名)	ポアソナードに民法起草を命じる
1880	13	2期専門へ(48名)、3期入学(53名)、速成科2期入学(141名)	
1881	14		
1882	15		刑法・治罪法施行
1883	16	速成科2期卒業(101名)、速成科3期入学(209名)	
1884	17	2期卒業(37名)、3期専門へ(46名)、4期正則科は東京法学校へ	
1885	18	東京法学校から東京大学法学部へ	内閣制度設立
1886	19	東京帝国大学法科大学へ	
1887	20	司法省法学校閉鎖	
1888	21	3期のうち3名卒業	
1889	22		大日本帝国憲法発布、法典論争始まる
1890	23		旧民法公布
1891	24		
1892	25	4期のうち22人卒業	旧民法施行延期
1893	26	4期のうち13人卒業	弁護士法
1894	27		日英通商航海条約(治外法権廃止)、日清戦争勃発
1895	28	ポアソナード帰国	

## 参考文献

Palacio, Ana(ed ), *The World Bank Legal Review: Law, Equity, and Development, Volume 2*(The World Bank, 2006),

Carty, Anthony(ed ), *Law and Development, The International Library of Essays in Law & Legal Theory*(Dartmouth, 1992),

Antons, Christoph, *Law and Development in East and Southeast Asia*(RoutledgeCurzon, 2003),

Trubek, David M and Alvaro Santos (eds.), *The New Law and Economic Development: A Critical Appraisal*(Cambridge University Press, 2006),

鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）

鮎京正訓「大学による法整備支援 人材育成と比較法学の課題」法時82巻1号17-21頁(2010年)

五十嵐清『現代比較法学の諸相』（信山社、2002年）

石井紫郎『日本近代法史講義』（青林書院新社、1972年）

石井紫郎『日本国制史研究 日本人の国家生活』（東京大学出版会、1986年）

石井良助『日本法制史概要』（創文社、1952年）

石尾芳久『司法省法学校におけるボアソナードの講義に関する研究』（関西大学法学研究所、1989年）

磯野誠一「司法省法学校の素描--明治期法学教育の一資料として」法律時報38巻5号12~15頁(1966年)

板寺一太郎『法学文献の調べ方』（東京大学出版会、1978年）

伊藤文規「ベトナムの統治機構,司法制度の概観（国際研究 ベトナムの統治機構,司法制度の概観）」法務省法務総合研究所国際協力部報28号4~21頁(2006年)



- 伊藤正己編『外国法と日本法 岩波講座 現代法 14』(岩波書店、1966年)
- 上柳敏郎「法整備支援の制約条件とその克服 特集あと書きにかえて」法時 82 巻 1 号 54-57 頁 (2010)
- 梅溪昇『お雇い外国人 政治・法制』(鹿島研究所出版会、1971年)
- 梅溪昇『お雇い外国人 明治日本の脇役たち』(講談社、2007年)
- 梅田康夫「前近代日本の法曹：明法を中心に」金沢法学 49 巻 2 号 341～385 頁 (2007年)
- エールリッヒ『法社会学の基礎理論』(みすず書房、1984年)
- 大久保泰甫・高橋良彰『ボアソナード民法典の編纂』(雄松堂出版、1999年)
- 大久保泰甫「日本の法学部教育の歴史から見た法科大学院構想 (法曹養成と法学・政治学教育の課題--学術会議シンポジウムから)」法律時報 72 巻 1 号 118～126 頁 (2000年)
- 大久保泰甫「明治日本の『法整備事業』とボアソナード」早稲田大学比較法研究所編『日本法の国際的文脈：西欧・アジアとの連鎖』(早稲田大学比較法研究所、2005年)
- 大村敦志「現代日本の法学教育・法学部における教育を中心に」田中成明他『現代法学の思想と方法 岩波講座 現代の法 15』(岩波書店、1997年)
- 小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的的分析』(日本評論社、1976年)
- 尾辻紀子『法学事始 ボアソナードと門弟物語』(新人物往来社、2009年)
- 香川孝三・金子由芳編著『法整備支援論』(ミネルヴァ書房、2007年)
- 香川孝三「政尾籐吉の業績と現代の法整備支援事業との比較」アジア法研究 3 号 51-56 頁 (2009年)
- 加太邦憲『自歴譜』(岩波書店、1982年)
- 神木篤「法曹養成支援の課題 カンボジア」法時 82 巻 1 号 34-37 頁 (2010年)
- 川口由彦『日本近代法制史』(新世社、1998年)
- 川島武宜『日本人の法意識』(岩波書店、1967年)

- 菊山正明「明治8年の司法改革」早稲田法学 66 巻 1 号 1-82 頁 (1990 年)
- 最高裁判所事務総局『裁判所百年史』(最高裁判所事務総局、1990 年)
- 佐藤直史「法整備支援実施機関の近年の取組みと法律家(法整備支援専門家)の役割」法時 82 巻 1 号 26-29 頁 (2010 年)
- 佐藤安信「『法の支配』のジレンマ カンボジアの法整備支援の課題と展望」法時 82 巻 1 号 11-16 頁 (2010 年)
- 潮見俊隆編『現代の法律家 岩波講座 現代法 6』(岩波書店、1966 年)
- 柴田紀子「カンボジアの法曹養成に向けて--民事模擬裁判(特集 カンボジア法整備支援)--(カンボジア現地セミナー報告)」法務省法務総合研究所国際協力部報 25 号 33~55 頁 (2006 年)
- 司馬遼太郎『歳月』(講談社、1971 年)
- 司法省『司法沿革誌』(法曹会、1939 年)
- 染野義信「司法制度」鶴飼信成ほか編『講座日本近代法発達史 2』(勁草書房、1958 年)
- 染野義信「裁判制度」鶴飼信成ほか編『講座日本近代法発達史 6』(勁草書房、1959 年)
- 高木保興『国際協力学』(東京大学出版会、2004 年)
- 寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録第 5 巻』(寺岡書洞、1980 年)
- 手塚豊「司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説(続続・明治法制史料雑纂-9-)」法学研究 41 巻 2 号 99~115 頁 (1968 年)
- 手塚豊『明治法学教育史の研究』(慶應通信、1988 年)
- 利谷信義「日本資本主義と法学エリート(1)--明治期の法学教育と官僚養成」思想 886~898 頁 (1965 年 a)
- 利谷信義「日本資本主義と法学エリート(2)--明治期の法学教育と官僚養成」思想 1376~1391 頁 (1965 年 b)

利谷信義「明治期法学教育の一断面--東京専門学校講義録の考察」松山商大論集 17 巻 6 号 221～249 頁（1966 年）

利谷信義、吉井蒼生夫、水林彪編『法における近代と現代』（日本評論社、1993 年）

日本弁護士連合会 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム『カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト JICA 開発パートナー事業中間報告書（2002 年 9 月 2003 年 9 月）』（日本弁護士連合会、2003 年）

日本弁護士連合会 カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクトチーム「カンボディア王国弁護士会司法支援プロジェクト JICA 開発パートナー事業最終報告書（2002 年 9 月 2005 年 8 月）」（2006 年）

林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』（東北大学出版会、2006 年）

広中俊雄・五十嵐清『法律論文の考え方・書き方』（有斐閣、1983 年）

広渡清吾『法曹の比較法社会学』（東京大学出版会、2003 年）

広渡清吾『比較法社会論研究』（日本評論社、2009 年）

福島正夫『福島正夫著作集第 1 巻 日本近代法史』（勁草書房、1993 年）

福島正夫『福島正夫著作集第 6 巻 比較法』（勁草書房、1995 年）

法政大学『ボアソナード答問録』（法政大学出版局、1978 年）

本間佳子「法律起草後の課題 カンボジア」法時 82 巻 1 号 30-33 頁（2010 年）

松尾章一「明治政府の法学教育--明法寮と司法省法学校の史料を中心として」法学志林 64 巻 3 号 99～128 頁（1967 年）

松尾弘『良い統治と法の支配 開発法学の挑戦』（日本評論社、2009 年）

三ヶ月章『法学入門』（弘文堂、1982 年）

三ヶ月章『司法評論 法整備協力支援』（有斐閣、2005 年）

三澤あずみ「国際研修 カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」法務省法務総合研究所国際協力部報 18 号 1～39 頁（2004 年）

宮崎朋紀「各国法整備支援の状況：カンボジア」法務省法務総合研究所国際協力部報 37 号  
24～40 頁（2008 年）

宮崎朋紀「法整備支援の現場から：カンボジアにおける法曹養成、ベトナムにおける裁判  
実務改善について」慶應法学 13 号 263-274 頁（2009 年）

森永太郎「ベトナム（特集 各国法整備支援の状況）」法務省法務総合研究所国際協力部報  
37 号 6～23 頁（2008 年）

安田信之『開発法学』（名古屋大学出版会、2005 年）

安田信之・孝忠延夫『アジア法研究の新たな地平』（成文堂、2006 年）

矢野祐子「ボアソナードと、その法思想：陪審制度をめぐる一考察」早稲田法学会誌 47  
巻 309-359 頁（1997 年）

山中永之佑『日本近代法論』（法律文化社、1994 年）

山室信一『法制官僚の時代 国家の設計と知の歷程』（木鐸社、1984 年）

横山晃一郎「明治五年後の刑事手続改革と治罪法」法政研究 51 巻 3 号 677-709 頁（1985  
年）

吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』（日本評論社、1996 年）

渡辺俊一「『ボアソナード意見書』の再検討」史學雑誌 109 巻 3 号 393-414, 487-488 頁（2000  
年）

## 謝辞

2008年の6月は自分にとって重大な分岐点となりました。今まで興味を持ち続けてきた「国際協力」と、学部で学んできた「法律」とが結びついたからです。「法整備支援」を研究テーマにすることを決めました。

その後、指導教官である吉田恒昭先生に、このテーマで研究したいということを相談させていただいたとき、どのようなお返事を頂けるか、少し不安でしたが、先生は私の意向を理解して下さいました。のみならず、その数日後に、法整備支援の実務経験をお持ちで、ADBの元同僚である、野口元郎様をご紹介いただきました。カンボジアでの調査やゼミ中に頂いた言葉は胸に響くものばかりでした。今までの暖かいご指導にどれほどの感謝を述べればよいのかわかりません。

2008年の6月、私は堀田ゼミに参加させていただいておりました。このゼミの準備のために、自分の興味が赴くまま、様々な国際協力の分野を覗き見るなかで、私は法整備支援という分野があることを知りました。この論文を書くきっかけを得たのは、堀田昌英先生が開いて下さったゼミにおいてでした。「来る者、拒まず」のゼミを開いていただき、ありがとうございました。

柳田辰雄先生には、副査をお引き受け下さり、また貴重なご助言を賜りました。ありがとうございます。そして、吉田研のみんなは、柏キャンパスに来ることが少ない自分をいつも暖かく迎えてくれて、とても嬉しかったです。

さらに、研究を進めていく上で、名古屋大学の鮎京正訓教授、中村真咲講師ほか、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)の皆様には、大変お世話になりました。皆様の法整備支援に対する並々ならぬ情熱に接するごとに、自分の興味が益々深まっていくことに気づきました。ベトナムとカンボジアの日本法教育研究センターや、名古屋でのセミナーにお招きいただいたことも感謝しております。

最後に、いつも私に最大限の応援と最高の環境を提供し続けてくれる両親に感謝を申し上げます。修士課程への進学に続き、来年度からはロースクールに通わせてもらえる自分はなんて幸福なのだろうと感じます。この論文を書き上げることができたのも、両親の支えがなければ不可能だったに違いありません。ありがとうございました。

2010年1月21日 柏キャンパスにて